



北海道森林づくり基本計画 (素案)

北 海 道

北海道森林づくり基本計画 目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 計画策定の考え方 | 2 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画策定の手法 | 2 |
| 4 計画の期間等 | 2 |
| 第2 森林づくりに関する基本的な方針 | 3 |
| 1 森林づくりを取り巻く情勢 | 3 |
| 2 計画の基本的な方針 | 8 |
| 3 施策を展開するに当たっての留意事項 | 10 |
| 第3 計画の目標 | 13 |
| 1 基本的な考え方 | 13 |
| 2 長期的な目標 | 14 |
| 第4 施策の展開方向 | 20 |
| 1 森林資源の循環利用の推進 | 20 |
| 重点取組① ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり | 21 |
| 重点取組② 広葉樹資源の育成・有効活用 | 22 |
| 重点取組③ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化 | 23 |
| 重点取組④ 森林づくりを担う「人材」の確保 | 24 |
| 重点取組⑤ スマート林業による効率的な施業の推進 | 25 |
| 重点取組⑥ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大 | 26 |
| 1-1 森林の整備の推進及び保全の確保 | 27 |
| 1-2 林業の健全な発展 | 32 |
| 1-3 木材産業等の健全な発展 | 35 |
| 2 木育の推進 | 38 |
| 重点取組⑦ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進 | 38 |
| 2-1 道民の理解の促進 | 39 |
| 2-2 青少年の学習の機会の確保 | 41 |
| 2-3 道民の自発的な活動の促進 | 42 |
| 3 山村地域における就業機会の確保等 | 44 |
| 4 森林づくりに関する技術の向上 | 46 |
| 5 道民の意見の把握等 | 48 |
| 6 道有林野の管理運営 | 50 |
| 第5 連携地域別の森林づくりの取組方向 | 52 |
| 1 道央広域連携地域 | 52 |
| 2 道南連携地域 | 56 |
| 3 道北連携地域 | 59 |
| 4 オホーツク連携地域 | 62 |
| 5 十勝連携地域 | 65 |
| 6 釧路・根室連携地域 | 68 |
| 第6 計画の推進体制 | 71 |
| 1 推進体制 | 71 |
| 2 市町村や関係団体との連携 | 71 |
| 3 国有林との連携 | 71 |
| 4 推進管理 | 72 |

はじめに

北海道の森林は、全国の森林面積の 22%を占め、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収する役割を果たすなど、私たちにとってかけがえのない貴重な財産となっています。

本道の林業・木材産業は、この豊かな森林資源を礎とし、森林を守り、育て、産出される木材の有効利用を図りながら、地域の基幹産業として発展してきました。今から 20 年ほど前には、木材を供給する役割に重きが置かれ、貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もありました。また、輸入木材の増加などの厳しい情勢から、林業及び木材産業等の事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況も生まれていました。こうした中、道では、平成 14 年（2002 年）に、全国に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、条例に基づき「北海道森林づくり基本計画」を策定し、百年先を見据えた森林づくりを進めてきました。

戦後、先人たちが植え、育ててきた人工林が利用期を迎える中、これまでの取組により、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用が進みつつあります。また、北海道発祥の木育により、道民との協働による森林づくりが広がる中、平成 30 年（2018 年）に全国初の「北海道植樹の日・育樹の日条例」が制定されるとともに、令和 3 年（2021 年）には全国育樹祭が開催されるなど、植樹・育樹活動への気運も高まっています。

一方で、少子高齢化が進む中での森林づくりを担う人材の育成・確保や、森林吸収源対策による「ゼロカーボン北海道」実現への貢献など、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は大きく変化しています。中長期的には、これまで伐採の主体となってきた 30 年から 60 年生の人工林資源の減少が見込まれ、人工林に加え天然木も含め、持続的に資源を利用できる林業・木材産業の確立といった課題に对应していくことも必要です。

こうした状況を踏まえて、道では、本計画において、ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくりや広葉樹資源の育成・有効活用、スマート林業による効率的な施業の推進、HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透による道産木材の需要拡大、さらには木育マイスターや企業などによる木育活動の推進などを新たに施策展開の重点的な柱に位置づけるとともに、今後 20 年程度を見通した「目指す姿」や数値目標、施策の展開方向などを示し、山村地域の活性化を図りながら、道民や事業者の参画のもとで、北海道にふさわしい豊かな森林を守り、育て、将来の世代に引き継ぐことができるよう、森林づくりを進めていきます。

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

「北海道森林づくり基本計画」（以下「基本計画」とします。）は、「北海道森林づくり条例」（平成14年北海道条例第4号。以下「条例」とします。）の第9条の規定に基づき、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

道民をはじめ、森林所有者、事業者に対しては、この基本計画に則した自主的・積極的な取組を期待します。

2 計画の位置付け

基本計画は、中長期的な視点に立って、条例の目的を実現するために森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示すものであり、北海道総合計画に沿った特定分野別計画として位置づけられています。

3 計画策定の手法

基本計画の策定に当たっては、条例の規定に基づき、北海道環境基本計画との調和を保ち、水産業や景観づくりに配慮するとともに、道民の方々の意見や、北海道森林審議会の意見を聞いて策定しています。

4 計画の期間等

基本計画は、令和4年度（2022年度）から13年度（2031年度）までの10年間を計画期間とし、社会情勢の変化等に適切に対応していくため、進捗状況を定期的に点検するとともに、5年ごとに見直しを行うものとします。

なお、基本計画は、20年程度を見通して定めている国の森林・林業基本計画との整合性を考慮するとともに、北海道総合計画に沿った計画にする必要があることから、百年先を見据えた長期的な目標の達成に向けて、今後20年を見通した展望のもと、当面10年間の施策を示しています。

第2 森林づくりに関する基本的な方針

1 森林づくりを取り巻く情勢

(1) 森林づくりの動向

ア 世界・国内の森林づくりを取り巻く情勢

<世界の木材需要等の情勢>

世界の木材消費量は、近年、世界経済の成長を背景として緩やかに増加しています。国際貿易交渉の舞台では、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(平成30年(2018年))や、日EU経済連携協定(EPA)(平成31年(2019年))などが相次いで発効したほか、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の発効に向けて、令和2年(2020年)に我が国を含む15の協定参加国が署名を行うなど、林産物を含む関税の削減・撤廃など、幅広い分野でのルール構築をめざす動きが加速しています。

このような中、新型コロナウイルス感染症が世界経済に大きな影響を与えており、令和2年(2020年)以降は、米国の住宅着工戸数の急増や、中国の世界各地からの木材の買い集め、海上輸送運賃の急激な値上がりなどにより木材価格が世界的に上昇し、我が国においても、建築用輸入材の価格高騰や輸入量の減少が生じ、国産材の需要が拡大しています。

<国の政策等>

～森林環境税の創設～

平成28年(2016年)には、令和2年(2020年)以降の温室効果ガス削減等に関する国際的枠組みである「パリ協定」が発効し、温室効果ガスの吸収源・貯蔵庫として地球温暖化対策に貢献する森林の重要性が高まっています。こうした中、パリ協定における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に加え、近年多発している集中豪雨等による山地崩壊などの災害の防止に向けても、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度(2019年度)から市町村及び都道府県に森林環境譲与税が譲与されています。

また、平成31年(2019年)4月には、手入れの行き届かない森林を所有者に代わって市町村が主体となって適切な経営管理を行う制度が創設されています。

～「森林・林業基本計画」の改定～

我が国の人工林は、その半数が50年生以上に達しており、本格的な利用期を迎える中で、全国の木材自給率は平成14年(2002年)の19%を底に増加傾向にあり、令和2年(2020年)には42%となっています。

こうした中、国では、令和3年(2021年)6月に改定された「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、「2050年カーボンニュ

ートラル」も見据えた豊かな社会経済の実現を図ることとしています。

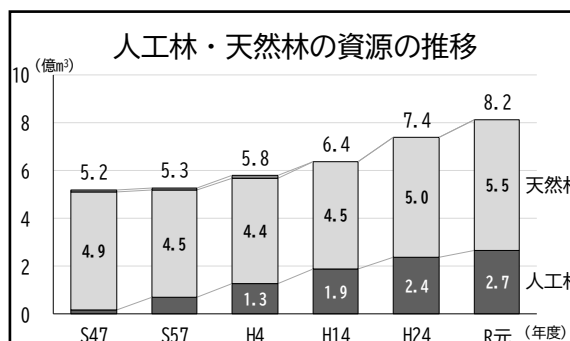
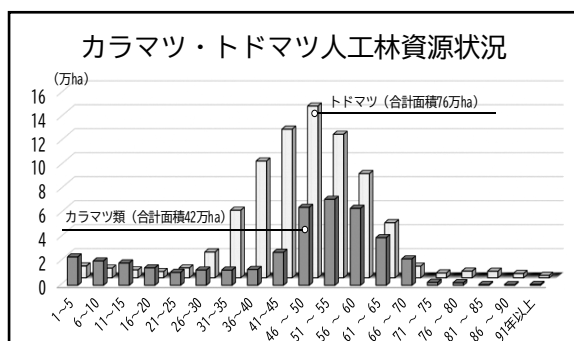
また、令和3年（2021年）6月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を一部改正し、木材の利用を促進する対象を民間建築物を含む建築物一般に拡大するなど、脱炭素化社会の実現に向けた国民運動を展開することとしています。

イ 本道の森林づくりを取り巻く情勢

<森林資源の状況>

林業・木材産業は、森林資源を利用する産業であることから、長期にわたり資源推移を把握することが重要です。

本道では、戦後植林されたカラマツやトドマツなどの人工林が利用期を迎える中、伐採量の約9割をこうした人工林材が占めています。一方で、昭和40年代まで本道の林業・木材産業を支えてきた広葉樹を主体とした天然林は、資源の減少や木材価格の低迷により昭和50年代以降、伐採量が大きく減少しており、近年、天然林の資源は回復しつつあります。



<ゼロカーボン北海道への貢献>

道では、令和2年（2020年）3月に、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を進めることとしており、本道の森林による二酸化炭素の吸収や、木材・木製品による炭素固定量の確保にも期待が寄せられています。

<北森カレッジの開校>

本道では、人工林の利用期を迎え伐採量や造林量が増加傾向にある中、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでいます。

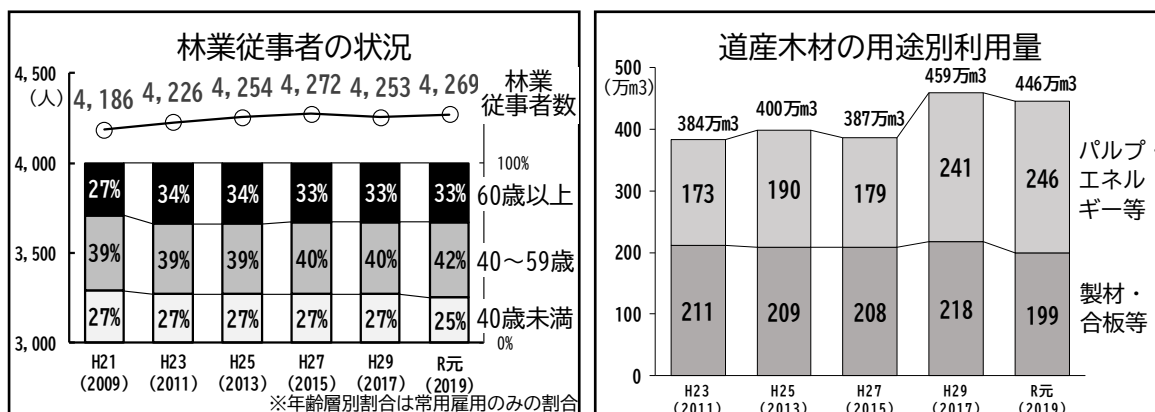
令和元年度（2019年度）における本道の林業従事者数は4,269人と、近年おおむね横ばいで推移していますが、60歳以上の割合は33%と依然として高い状況にあります。

このような中、道では、令和2年（2020年）4月に道内初の林業の専門学校である「北の森づくり専門学院（略称：北森カレッジ）」を旭川市に開校し、林業・木材産業の現場で即戦力となる幅広い知識と確かな技術を身に付け、将来的に企業等の中核を担う地域に根差した人材の育成に取り組んでいます。

<道産木材需要の急激な高まり>

道内において、製材・合板等の木材利用量は横ばいで推移していますが、令和3年（2021年）に入り、道産トドマツなどと競合する北米やヨーロッパから輸入される建築材の価

格の高騰や輸入量の減少が顕著になり、その代替として道産建築材の需要が高まっています。



<SDGsに対する関心の高まり>

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）への関心が社会全体で高まってきています。SDGsは持続可能な世界の実現に向けた17のゴール（目標）と169のターゲットで構成されていますが、森林の適切な整備・保全や木材利用は、「持続可能な森林の経営」（目標15）を中心に、水源の涵養（目標6）や山地災害の防止（目標11）、持続可能な生産消費形態（目標12）、気候変動対策（目標13）など、様々な目的に貢献することにつながります。（SDGsの目標については、P11を参照）

SDGsには、公的機関はもとより、市民や企業等全ての人々の参画が期待されており、特に、企業がSDGsの達成に向けて取り組むことは、企業イメージの向上はもとより、企業の経営戦略の一環としても浸透しつつあります。

(2) 本道の森林づくりが直面する課題

ア 中長期的な森林資源の維持・確保

林業・木材産業の持続的な発展を図るためには、生産の基盤である森林を適切に維持・管理していくことが重要です。特に、本道の主要な人工林資源であるカラマツ・トドマツは、戦後から高度経済成長期に植林されたものが多く資源構成が偏っていることから、中長期的な視点で資源の維持管理を進めることが必要であり、カラマツについては伐採が進み、蓄積も減少傾向にあることから、20~30年後には伐採に適した林齢の資源が大きく減少することが懸念されるため、着実な植林による持続的な資源造成を進めることが必要です。

一方、トドマツは一般民有林での伐採が進まず、このままだと20~30年後には腐朽などで利用価値の低下した林分が増加することが懸念されるため、計画的な伐採と安定的な原木供給を促進するとともに、大径材の有効活用を図ることが必要です。

また、近い将来、利用期にある30年生以上の人工林資源が一時的に減少すると予想されることから、利用可能な資源の多様化を図るため、近年資源が回復しつつある天然林や、人工林内に自生する広葉樹資源の活用に向けて検討を進め、先進的な技術を活用し資源把握に取り組むなど、環境に十分配慮しながら、広葉樹を育成・利用する森林づ

くりに取り組むことが必要です。

イ 森林による二酸化炭素吸収・固定量の確保

森林の二酸化炭素吸収量は樹木の成長量に比例し、おおむね 20 年生程度までの成長が旺盛な若い森林の吸収量が大きく、年齢の高い森林では徐々に低下することから、植林による森林の若返りを積極的に図り、吸収量を維持・増加させることが必要です。

本道では、全国より高い割合で伐採後の植林が実施されており、今後、植林面積の水準を引き上げるためには、これまで以上に効率的に植林を進めることが必要です。

また、成長が早い優良苗木の増産体制の確立、手入れが行き届いていない森林の整備の一層の促進、長期間炭素を固定する木材利用の促進など、本道における森林吸収・固定量を最大限確保するための取組が求められています。

ウ 森林づくりを担う人材の確保・定着

本道では、少子高齢化などによる労働人口の減少傾向は今後も続くと予想され、道内外から幅広く森林づくりを担う人材を確保することが必要です。

また、主に屋外で行われる林業は、地形や天候などの変化により効率的な作業に支障を生じる場合もあり、労働災害の発生頻度も高いことから、林業への就業を確保し、定着を図るためには、就労環境の改善や徹底した労働災害防止対策を推進するなど、安全に安心して働ける環境を整備することが必要です。

エ 増加する事業量に対応する森林施業の省力化・効率化

今後、利用期を迎えた人工林を主体に、伐採や植林を着実に進め、森林の若返りを図っていくためには、ICT等も活用し、森林施業の効率化を一層推進していくことが必要です。特に、植え付けや下刈りなど人力による作業が多い造林・保育分野においては、林業従事者数が年々減少しており、機械化などによる効率化を進めることが急務となっています。

また、本道では、カラマツやトドマツの人工林資源が充実し、高性能林業機械の導入台数も全国一で、市場を通さず直接原木を工場に運ぶ流通形態など、本州とは異なる北海道ならではの林業が展開されています。豊かな森林資源に恵まれた本道において、林業・木材産業の成長産業化をより確かなものとしていくためには、本道の特性や強みを活かした北海道らしいスマート林業を積極的に導入し、効率化・軽労化を図っていく必要があります。

オ 道産木材の長期的・安定的な供給と利用の促進

輸入材の価格高騰や輸入量の減少により国産建築材等の需要が高まっており、道産建築材の需要拡大につなげるためには、木造住宅に建築材を供給する道内のプレカット工場や、住宅建設を行う工務店などと道産建築材を扱う製材工場等とのマッチングを進めるとともに、品質や性能の確かな道産建築材の供給力の強化を図ることが必要です。

また、道では、道産木材・木製品の魅力を伝え、利用を拡げていくため、平成 30 年度（2018 年度）から、木材産業関係団体などと連携し、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを立ち上げ、令和 3 年（2021 年）9 月現在、110 の企業が趣旨に賛同し、国内外での PR 等を

行っているところですが、今後、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するためにも、より多くの方に道産木材を利用していただくため、HOKKAIDO WOOD のPRなどに協力いただく企業の輪を拡げるとともに、生活に身近な住宅や家具などはもとより、店舗・オフィスなど非木造が主流となっている建築物においても道産木材の利用を促進することが必要です。

カ 道民理解の醸成

木育とは、森林や木材にふれ、親しむことを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことであり、道では、木育が道民に定着することをめざし、木育マイスターの育成や普及イベントの実施、小・中学校での環境教育プログラムの提供などに取り組んでいます。

北海道で生まれ、定着しつつある木育の活動を全道に広げ、森林づくりを道民全体で支える気運を高めるためには、木育マイスター、企業やNPOなどの民間、国や市町村、教育関係機関など多様な主体との連携を進めることが必要です。

(3) 基本計画（前計画）の目標の進捗状況

ア 地域の特性に応じた森林づくり

前計画では、期待される森林の機能に応じて森林を区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりをめざし、森林の区分に応じた適切な森林の整備や保全の実施により「望ましい森林の姿」へ誘導していくための目標の指標として、「育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積」を設定しました。

前計画の策定後、育成複層林の面積は順調に増加していますが、人工林の大半を占める育成単層林からの移行が少なく、天然生林からの移行が多くなっています。

イ 林業及び木材産業等の健全な発展

前計画では、造林から保育、伐採までの森林整備の円滑な推進と、産出される木材の有効利用を一体的に進め、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざし、目標の指標として、「森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量」を設定しました。

前計画の策定後、指標の実績は順調に推移していますが、パルプ・エネルギー用の木材利用量が大きく増加する一方、製材・合板等の木材利用量は横ばいとなっています。

ウ 道民との協働による森林づくり

前計画では、木育の全道への普及・定着を図り、豊かな感性と思いやりの心を育む人づくりと、人と森林や木材が深い絆で結ばれる「木の文化」が息づく社会をめざし、木育の理念がどの程度道民に浸透しているかを把握する目標の指標として「木育に関心がある道民の割合」を設定しました。

前計画の策定後、木育活動で指導的な役割を果たす木育マイスターの認定者数が順調に増加したものの、指標の実績は目標値の半数程度にとどまっています。

2 計画の基本的な方針

(1) 施策推進の基本的な方向

条例第3条では、「地域の特性に応じた森林づくり」、「林業及び木材産業の健全な発展」、「道民との協働による森林づくり」を森林づくりに関する基本理念として定めています。

本計画では、これらの森林づくりに関する3つの基本理念に沿って、近年の森林づくりの動向、課題を踏まえ、「森林資源の循環利用と木育の一層の推進」を施策推進の基本的な方向とします。

(2) 課題の解決に向けた「重点的な取組」

本道の森林・林業・木材産業が直面する喫緊の課題を解決し、森林資源の循環利用と木育の一層の推進を図っていくためには、重点的に取り組む分野について、その目指す姿や取組の手法を具体的に示し、行政や事業者、研究機関などの関係者が共有することにより、主体的な行動を促すことが重要です。

本計画では、森林資源の循環利用の一層の推進を図るため、資源の有効活用、次世代資源の育成に向けて、「ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり」と「広葉樹資源の育成・有効活用」を、また、将来を見据えた林業・木材産業の展開に向けて、「道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化」、「森林づくりを支える『人材』の確保」、「スマート林業による効率的な施業の推進」及び「HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透による道産木材の需要拡大」を重点的な取組として位置付けています。

また、木育の一層の推進を図るため、道民運動としての木育の定着に向けて、「木育マイスターや企業などによる木育活動の推進」を重点的な取組として位置付けています。

これら7つの重点的な取組については、具体的な取組内容に加え、行政や事業者等の行動主体を明示するとともに、計画期間内に達成すべき重点的な取組の指標を設定することにより、市町村や事業者などとの協調のもとで着実な推進を図ることとします。

資源の有効活用、次世代資源の育成

ア ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり（重点取組①）

「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献するため、これまで以上に伐採後の植林や間伐を進め、森林吸収量が大きい活力ある森林づくりを図ります。

具体的には、林業機械や先進技術を活用して造林の低コスト化を進めるとともに、成長が早いクリーンラーチ苗木など優良種苗を増産し、伐採後の植林を積極的に推進します。また、市町村と連携し、手入れの行き届かない森林の整備を進めます。

イ 広葉樹資源の育成・有効活用（重点取組②）

「広葉樹資源」の価値を高めるため、将来を見据えた広葉樹資源の育成や有効活用に取り組めます。

具体的には、先進技術を用いて広葉樹資源を的確に把握する手法の確立や、針葉樹人工林から針広混交林へ誘導する施業の実施などにより、環境に配慮した広葉樹の供給システムづくりに取り組むとともに、HOKKAIDO WOOD ブランドも活用しながら家具や日用品に使われることの多い広葉樹の魅力を効果的にPRします。

将来を見据えた林業・木材産業の展開

ウ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化（重点取組③）

今後、一般民有林からの伐採増加が見込まれる「トドマツ人工林材」を最大限に有効活用するため、品質や性能の確かな建築材としての供給力を強化します。

具体的には、航空レーザ計測等を活用した高精度な森林調査や、地域の林業経営の担い手である森林組合の連携強化による原木の安定供給体制の構築を進めるとともに、道内の住宅や民間施設等でのトドマツ建築材の利用が進むよう、市場が求める製品の生産拡大に取り組みます。

エ 森林づくりを担う「人材」の確保（重点取組④）

全道で人口減少と高齢化が進む中、道内外から広く、「森林づくりを担う人材を確保」するため、豊かな森林に恵まれた本道の優位性の発信や、安全で安心な労働環境の整備といった林業事業体の経営基盤の強化などに取り組みます。

具体的には、多様なツールを活用した本道の林業の魅力発信や、ICT等の技術に精通した人材の育成と段階的なキャリア形成への支援、さらには関係団体と連携した労働安全対策や林業事業体の経営力強化などに取り組みます。

オ スマート林業による効率的な施業の推進（重点取組⑤）

今後見込まれる労働人口の減少や木材生産量の増加、さらには、全国一の高性能林業機械の保有台数といった強みなど、本道を取り巻く情勢や特性を踏まえ、ICT等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業」を展開し、効率的な施業の定着を推進します。

具体的には、機械化の進んでいない造林・保育作業の機械化や遠隔化、自動化を進めるとともに、ICTハーベスタ等を活用した生産性の高い森林作業システムの実証・普及を推進します。

カ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大（重点取組⑥）

住宅や公共施設をはじめ、店舗オフィスなどの民間施設、家具、日用品といった身近な暮らしの中で、道産木材の利用を拡大するため、道内各地で生産・加工されている様々な木材や木製品を、より多くの方に知っていただくとともに、地球温暖化防止への貢献など道産木材を使う意義などを広く発信するなど、HOKKAIDO WOOD ブランドを活用した需要拡大等の取組を強化します。

具体的には、多様なツールを活用し、HOKKAIDO WOOD の魅力発信や、協力企業の拡大などによるブランド力の強化に取り組みます。

道民運動としての木育の定着

キ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進（重点取組⑦）

道民との協働による森林づくりを実現するため、多様化する木育活動をコーディネートする木育マイスターの育成やネットワーク化を全道各地域で推進するとともに、環境保全意識が高い企業等に対して木育活動への参加を積極的に働きかけます。

3 施策を展開するに当たっての留意事項

(1) 地球温暖化対策への貢献

「ゼロカーボン北海道」の実現に積極的に貢献できるよう、豊かな森林資源を最大限活用し、森林吸収量の維持、増加を図ることにより、地球温暖化対策に貢献することが必要です。

このため、森林による二酸化炭素吸収量の増加に向け、人工林の計画的な伐採と着実な植林や、手入れの行き届かない森林の整備など、活力ある森林づくりを進めます。

また、木材利用による炭素固定機能を発揮させるため、住宅や商業施設など長期間炭素を固定する道産木材の利用を促進するとともに、化石燃料の代替により二酸化炭素の排出抑制に資するため、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するほか、環境保全に取り組む企業等と連携した森林づくりや、企業等へのオフセット・クレジットの販売を促進します。

(2) 道有林による先導的な森林づくり

北海道の林業・木材産業は、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた森林整備の推進、森林づくりを支える人材の育成・確保、道産木材の需要拡大など様々な課題に直面しており、その解決に向けて、道有林が先導的に取り組んでいく必要があります。

このため、多様でまとまりのある森林を有するほか、公益的機能の発揮に配慮して木材生産を進めてきた道有林の特性を活かし、森林の現況に応じた多様な森林づくりを実践し普及します。

また、長期的な資源や木材需要の推移を予測し、公益的機能の高度発揮や、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給を図るため、植栽木を主体としたこれまでの取組に天然木の有効活用の観点を加え、北海道らしい森林づくりを実践することとします。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

道では、平成30年（2018年）12月、SDGsの目標（ゴール）等を踏まえた、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしています。

本計画の推進に当たっては、森林の持つ多面的機能はもとより、森林の利用が林業・木材産業を中心にSDGsの様々な目標達成に貢献していることを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して施策を推進します。

なお、本計画の施策展開とSDGsの関係性を視覚化するため、「第4 施策の展開方向」において、関係するSDGsの17の目標（ゴール）を示します。

【参考】SDGsの17の目標（ゴール）

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>1 貧困をなくそう</p>  | <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  | <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p> |
| <p>2 飢餓をゼロに</p>  | <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  | <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> | <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  | <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> | <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  | <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  | <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  | <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
| <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  | <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> | <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  | <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  | <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  | <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p>  | <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> | <p>17 パートナースHIPで目標を達成しよう</p>  | <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  | <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> | | |

【参考】森林の循環利用とSDGsとの関係（林野庁「令和2年版森林・林業白書」抜粋）

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下の文言は、我が国の森林の循環利用との関わりにおいて期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。
 3：これからの様々な取組により、ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

第3 計画の目標

1 基本的な考え方

森林づくりの目標は、条例の基本理念の実現に向け、道民、森林所有者、事業者のそれぞれの役割に応じた取組を促すとともに、道の施策の方向を示すものです。

特に、森林づくりは、50年、100年といった長い期間を要することから、百年先を見据えた確固とした目標が必要です。

百年先を見据えた森林づくりに対する道民の理解を得るためには、豊かな自然に恵まれ北海道全域に広がっていた百年前の森林の姿を思い描き、森林づくりを通じて、今ある森林の百年先の姿を示すことも必要です。

このため、基本計画では、条例の3つの基本理念に沿って、

- ① 「地域の特性に応じた森林づくり」、
- ② 「林業及び木材産業等の健全な発展」、
- ③ 「道民との協働による森林づくり」

について、「めざす姿」を長期的な目標として描くとともに、それぞれの長期的な目標には、今後20年程度を見通した数値目標を設定します。

この数値目標は、道をはじめとする森林づくりの関係者の取組が円滑に進み、施策展開の効果が発揮された場合に実現可能な水準として設定します。

2 長期的な目標

(1) 地域の特性に応じた森林づくり

<長期的な目標（めざす姿）>

百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じて次のとおり森林を区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進めます。

- ① 水源を守る森林（水源涵養林）
- ② 山地災害を防ぐ森林（山地災害防止林）
- ③ 快適な生活環境を創る森林（生活環境保全林）
- ④ 生物多様性を守り、優れた文化や身近な自然とのふれあいを提供する森林（保健・文化機能等維持林）
- ⑤ 木材・木質バイオマスの効率的な生産を期待する森林（木材等生産林）

<目標設定の考え方>

森林資源の循環利用の推進により、木材の安定供給や利用促進と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、森林施業の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類（育成単層林・育成複層林・天然生林）を行って森林の整備を進める必要があります。

このため本計画では、発揮を期待する機能に応じた望ましい森林の姿と誘導の基本的な考え方を、育成単層林・育成複層林・天然生林の分類ごとに示します。

① 育成単層林

樹種や林齢が同一の樹木により構成される単層の森林。皆伐した後、再造林等により一斉に森林を更新し、計画的に間伐などの保育を実施して森林を育成します。

② 育成複層林

複層化した人工林や、施業を行った天然林など、複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成される複層の森林。抜き伐りや帯状等の部分的な伐採を実施した後、植栽や天然力を活用した更新を行い、計画的に間伐などの保育を実施して森林を育成します。

③ 天然生林

自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持される森林。

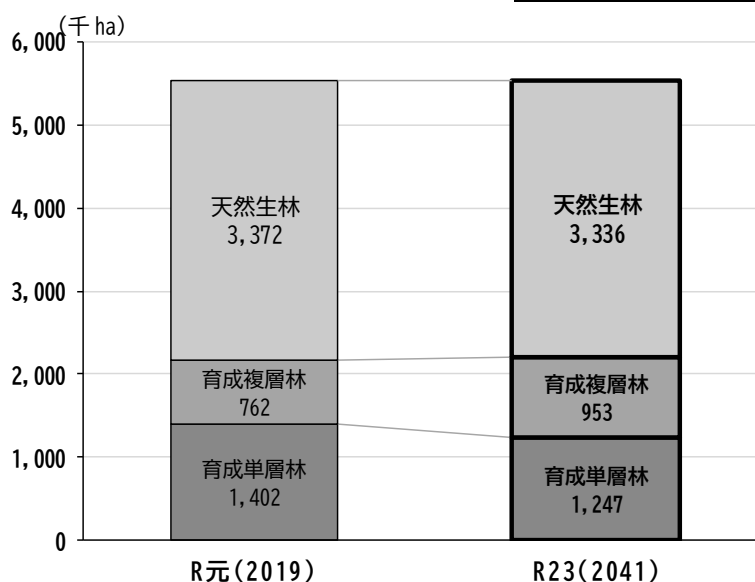
<長期的な目標の指標>

森林の区分に応じた適切な森林の整備や保全の実施により「望ましい森林の姿」へ誘導していくことが必要です。

このようなことから、長期的な目標の指標として次の項目を設定します。

長期目標指標① 育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積

| 区分 | 令和元年度（2019年度）実績 | 令和23年度（2041年度）目標 |
|-------|-----------------|------------------|
| 育成単層林 | 1,402千ha | 1,247千ha |
| 育成複層林 | 762千ha | 953千ha |
| 天然生林 | 3,372千ha | 3,336千ha |



<育成単層林>

木材等生産機能の発揮が求められる森林のうち、自然条件や社会的条件が良く、効率的な施業が可能な森林においては、人工林の皆伐、再造林を計画的に実施します。また、先行的に路網を整備し、高性能林業機械との組み合わせにより効率的な木材生産を推進します。

公益的機能の発揮が特に求められる一部の森林や、自然条件や社会的条件が悪い森林は、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入や植栽により育成複層林に誘導することから、面積は減少します。

<育成複層林>

抜き伐り等の部分的な伐採を実施した後、植栽等により更新し、間伐などの保育を計画的に実施します。公益的機能の高度発揮を図るとともに、森林づくりに伴い産出された木材の有効な活用を図ります。

育成単層林及び天然生林から誘導する森林があることから、面積は増加します。

<天然生林>

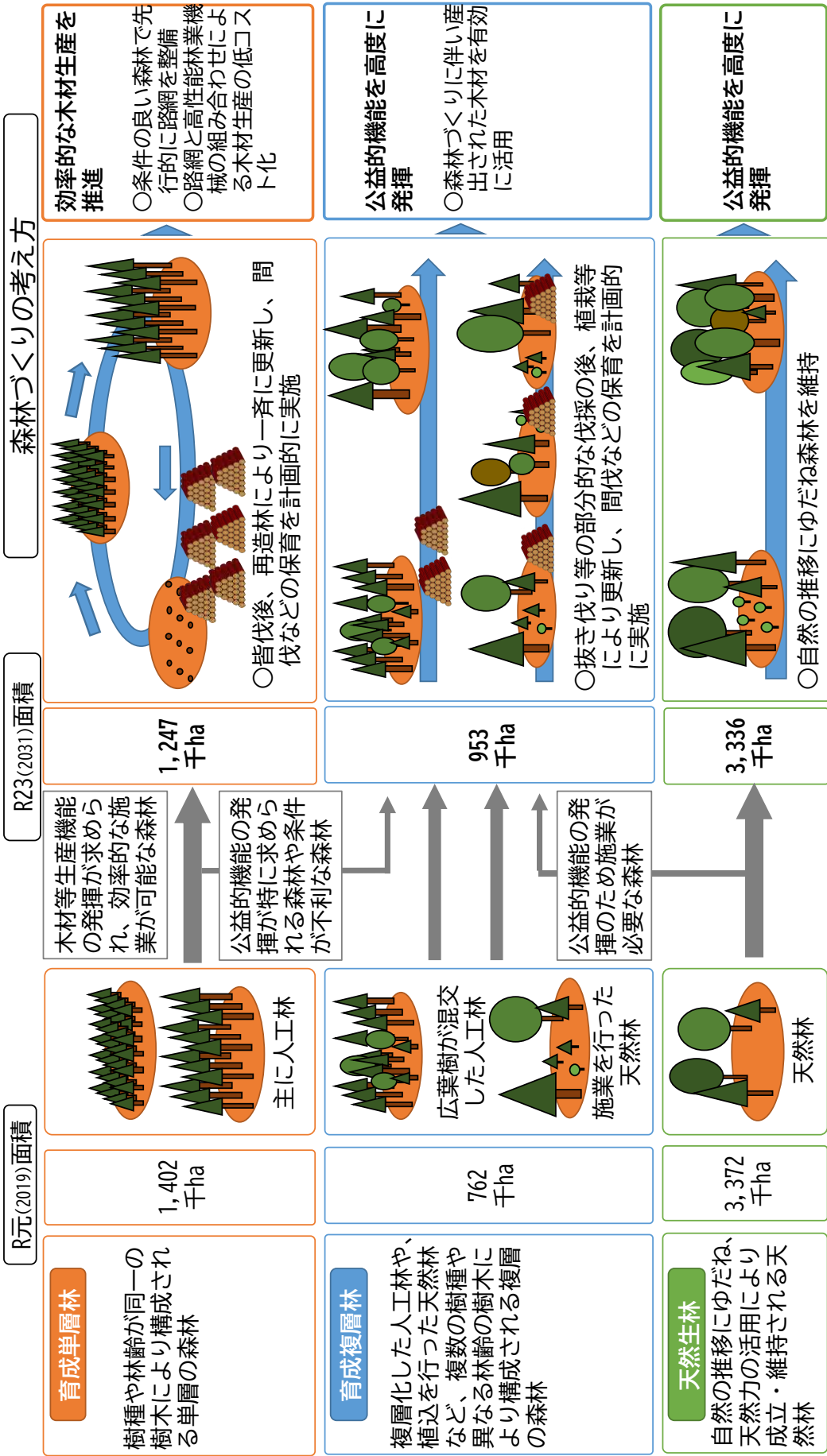
自然の推移にゆだね森林を維持し、公益的機能の高度発揮を図ります。

一部の森林は適切な森林施業を行う必要があるため、育成複層林に誘導することから、面積は減少します。

長期的な目標の指標「育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積」

木材の安定供給や利用促進と森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、発揮が期待される機能に応じて森林を区分し、森林施業の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類（育成単層林・育成複層林・天然生林）を行って適切な森林の整備を進めることが必要

長期的な目標の指標として、20年後の育成単層林・育成複層林・天然生林の面積を示します



発揮を期待する機能に応じた望ましい森林の姿と誘導の基本的な考え方

| 期待する機能に応じた森林の区分 | 望ましい姿 | 誘導の基本的な考え方 |
|--|--|---|
| <p>水源涵養林 面積：410万ha (令和年度(2020年度))</p> | <p>良質な水の安定供給や洪水の発生防止のため、ダム集水区域や主要な河川の上流、水道取水施設等の周辺に位置し、下層植生とともに樹木の根が発達することにより水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林。</p> | <p><育成単層林> 自然条件・社会的条件が良く、木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採面積の縮小・分散や間伐の繰り返しによる伐期の長期化を進めつつ、引き続き育成単層林として維持します。 その他の森林では、伐採に伴う裸地化の影響の軽減のため、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、植栽による確実な更新による、育成複層林や広葉樹の導入等により針広混交林の育成複層林に誘導します。</p> <p><育成複層林> 育成複層林の維持を基本とします。</p> <p><天然生林> 天然生林の維持を基本としますが、公益的機能の発揮のために継続的な保育や植栽などの施策が必要な森林については、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入等により育成複層林へ誘導します。</p> |
| <p>山地災害防止林 面積：110万ha (令和年度(2020年度))</p> | <p>土砂の流出や崩壊などの山地災害から道民の暮らしを守るため、集落や公共施設等の周辺に位置し、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達して土壌を保持する能力に優れ、必要に応じ山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。</p> | <p><育成単層林> 公益的機能の継続的な発揮の観点から、間伐の繰り返し等により長期にわたって育成単層林を維持するか、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入等により育成複層林へ誘導します。</p> <p><育成複層林> 生物多様性保全機能の発揮が求められる森林では天然力を活用した更新を促し針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導します。</p> <p><育成複層林> 育成複層林の維持を基本としますが、生物多様性保全機能の発揮が求められる森林では必要に応じて天然力の活用により天然生林へ誘導します。</p> <p><天然生林> 天然生林の維持を基本としますが、公益的機能の発揮のために継続的な施策が必要な森林については、保育や植栽等により育成複層林へ誘導します。</p> |
| <p>保健・文化機能等維持林 面積：100万ha (令和年度(2020年度))</p> | <p>強風や、波浪、霧、積雪などの気象災害を防ぎ、騒音などの影響を緩和して道民が暮らしやすい生活環境を創りだすため、集落や農地、公共施設等の周辺に位置し、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど様々な被害に対する抵抗力が高い森林。</p> <p>貴重な森林生態系の保全や、道民が身近な自然とふれあう場の提供、優れた自然景観の維持・形成などのため、多様な樹種や樹齢で構成され、必要に応じ保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。</p> | <p><育成単層林> 自然条件・社会的条件の良い森林においては、育成単層林として確実に維持し、木材生産を積極的に行う森林として資源の充実に努めます。 それ以外の森林については、帯状または群状の伐採と植栽等による確実な更新により育成複層林へ誘導します。</p> <p><育成複層林> 育成複層林の維持を基本とします。</p> |
| <p>木材等生産林 面積：100万ha (令和年度(2020年度))</p> | <p>林地生産力や傾斜等の自然条件や、集落からの距離など社会的条件が良く、路網が適切に整備され、木材等の生産に適した樹種・年齢構成からなる森林。</p> | <p><育成単層林> 自然条件・社会的条件の良い森林においては、育成単層林として確実に維持し、木材生産を積極的に行う森林として資源の充実に努めます。 それ以外の森林については、帯状または群状の伐採と植栽等による確実な更新により育成複層林へ誘導します。</p> <p><育成複層林> 育成複層林の維持を基本とし、広葉樹等の持続的な生産を図ります。</p> |

※森林の区分ごとの面積は重複があるため、合計は全道の森林面積と一致しません。

(2) 林業及び木材産業等の健全な発展

<長期的な目標（めざす姿）>

適切な森林管理に基づく森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。

<目標設定の考え方>

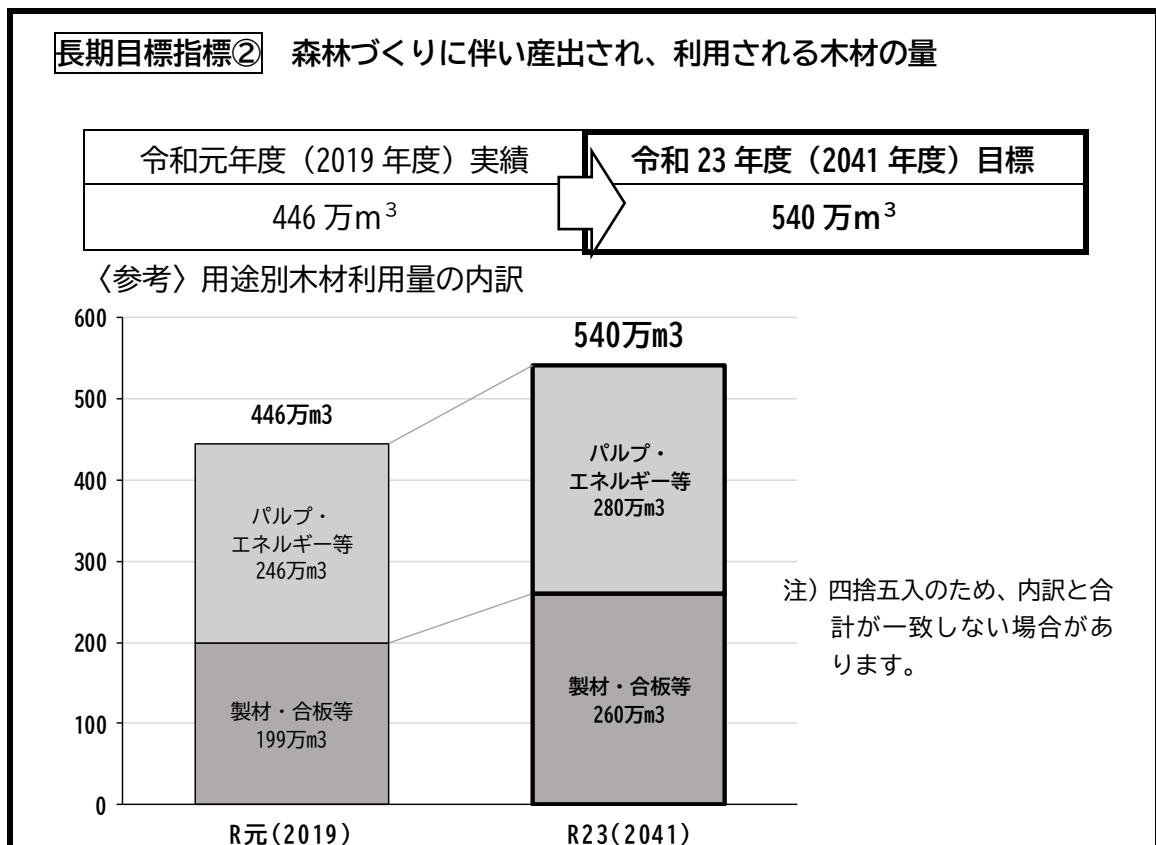
森林づくりに伴い産出される木材の付加価値を高め、有効に活用することにより、造林から、保育、伐採までの森林整備のサイクルを円滑に進めることが可能となります。

林業及び木材産業等の適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、森林づくりに伴い産出される木材を住宅や店舗、オフィスなどの建築物をはじめ、家具、日用品など様々な分野で利用するとともに、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の有効活用を促進することにより、道民生活に木材・木製品の利用が定着する「木の文化」が息づく社会を実現していく姿を示すことが重要です。

<長期的な目標の指標>

林業の健全な発展は、適切な森林管理に基づく森林づくりを促進し、安定的に木材を産出することにつながります。また、木材産業等の健全な発展は、産出された木材を有効に利用することにつながります。

このようなことから、長期的な目標の指標として次の項目を設定します。



(3) 道民との協働による森林づくり

<長期的な目標（めざす姿）>

道民との協働による森林づくりに向けて、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保、道民等の自発的な活動の促進を図るため、木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育む「木育」が道民に定着することをめざします。

<目標設定の考え方>

木育の取組は、全道各地で開催されている植樹、育樹活動をはじめ、木工製品の製作体験、企業による森林づくり活動など、森林や木材に関わる幅広い取組です。

森林づくりを道民全体で支える気運を醸成するためには、木育マイスターや企業、NPOなどの民間団体、国や市町村、教育関係機関などとの連携のもと、これまでの地域における取組状況などを踏まえ、木育に関する様々な取組を全道に展開し、道民の参加を促進することが重要です。

<長期的な目標の指標>

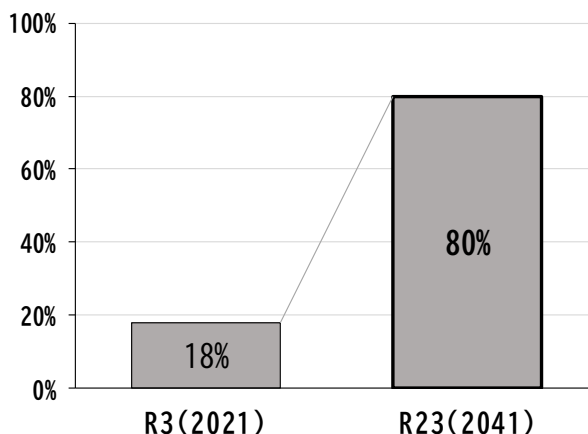
森林や木材に直接触れることはもとより、森林の公益的機能や木材を使用することの意義などについての理解を深め、家具などを道産木材に変えることなども木育の取組です。

このようなことから、木育がどの程度道民に定着しているかを把握する長期的な目標の指標として次の項目を設定します。

長期目標指標③ 木育*に取り組んでいる道民の割合

| 令和3年度（2021年度）実績 | 令和23年度（2041年度）目標 |
|-----------------|------------------|
| 18% | 80% |

※木育とは「森林づくり活動や木材とのふれあいを通じて、人と、木や森とのかわりを主体的に考えられる豊かな心を育む」取組で、具体的な活動事例として、森林散策や自然観察、植樹・育樹体験、木工体験、道産木製品の購入などが該当します。



第4 施策の展開方向

第2「森林づくりに関する基本的な方針」に沿って、条例第11条から22条までの項目ごとに、今後20年程度を見通した施策の展開方向とともに、10年間の施策及び関連する指標を示します。

なお、「1 森林資源の循環利用の推進（条例第14条）」については、「1-1 森林の整備の推進及び保全の確保（条例第11条）」、「1-2 林業の健全な発展（条例第12条）」、「1-3 木材産業等の健全な発展（条例第13条）」に関連する施策のうち、一体的かつ重点的に取り組むべきものとして第2の2（2）のアからカまでに掲げた内容を示しています。

また、「2 木育の推進（条例第18条）」については、「2-1 道民の理解の促進（条例第15条）」、「2-2 青少年の学習の機会の確保（条例第16条）」、「2-3 道民等の自発的な活動の促進（条例第17条）」に関連する施策のうち、一体的かつ重点的に取り組むべきものとして第2の2（2）キで掲げた内容を示しています。



1 森林資源の循環利用の推進

施策の展開方向

森林資源の循環利用の推進に向けて、森林整備の推進、広葉樹資源の育成・有効活用、トドマツ材の安定供給と流通体制の強化、担い手の育成・確保、林業の効率化・軽労化及び道産木材の需要拡大について重点的に取り組み、「森林の整備の推進及び保全の確保」、「林業の健全な発展」、「木材産業等の健全な発展」を図ります。

資源の有効活用、次世代資源の育成

重点取組① ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり

「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献するため、「低コスト施業の推進」、「クリーンラーチ苗木の増産」及び「適切な間伐等の推進」に取り組み、活力ある森林づくりを推進します。

〈目指す姿〉

低コストで着実な植林による森林の若返り等により、二酸化炭素吸収量を確保

〈取組の具体的な内容〉

| 区分 | 取組内容 | 行動主体 |
|--------------|---|---------------|
| 低コスト施業の推進 | ○植林適地での植林 ・自然的・社会的条件を踏まえ、市町村による「特に効率的な施業が可能な森林」の設定を支援し、植林を積極的に進めます。 | 道・市町村・林業事業体 |
| | ○植林・下刈り作業の省力化・低コスト化 ・コンテナ苗の活用等による植栽本数の低減、下刈り年数の短縮などによる施業の低コスト化や、機械地拵えの促進による省力化などに取り組みます。 | 道・林業事業体・研究機関 |
| クリーンラーチ苗木の増産 | ○種子の増産に向けた採種園の整備 ・クリーンラーチ採種園の整備について、民間事業者に対する技術指導を行うとともに、道有採種園の計画的な改良・整備に取り組みます。 | 道・林業事業体等・研究機関 |
| | ○さし木苗の増産 ・さし木苗生産者に対する育苗技術の指導や普及に取り組みます。 ・新たな育苗技術の導入に向けた技術的検証に取り組みます。 | 道・苗木生産者・研究機関 |
| 適切な間伐等の推進 | ○手入れの行き届かない森林の整備 ・森林経営管理制度等に基づき、市町村、林業事業体と連携し、間伐等手入れの行き届かない森林の整備を進めます。 | 道・市町村・林業事業体 |

〈達成すべき指標〉

| 重点取組指標① | 令和元年度 (2019年度) | 令和13年度 (2031年度) |
|---------|----------------|-----------------|
| 造林面積 | 9,889 ha | 13,000 ha |

重点取組② 広葉樹資源の育成・有効活用

利用可能な資源の多様化を図るため、「広葉樹資源の的確な把握」、「広葉樹を活かした森林施業」及び「原木の供給と利用の拡大」に取り組み、広葉樹資源の価値を高めます。

〈目指す姿〉

広葉樹資源の情報を関係者が共有し、付加価値を高め有効に活用

〈取組の具体的な内容〉

| 区分 | 取組内容 | 行動主体 |
|--------------|---|------------------------------|
| 広葉樹資源の的確な把握 | ○資源情報の精度向上を図る手法の確立 ・航空レーザ計測等の新たな資源把握手法を確立し、広域にわたる広葉樹の位置や資源量の効率的な把握に取り組みます。 | 道、市町村、林業事業体、研究機関 |
| 広葉樹を活かした森林施業 | ○北海道らしい多様で健全な森林づくり ・広葉樹と混交している人工林や多段林の様相を呈している天然林において、森林の現況に応じて、人工林の針広混交林化や、活力ある広葉樹天然林の育成を進めます。 | 道（道有林）、市町村、研究機関 |
| 原木の供給と利用の拡大 | ○原木の供給体制の構築 ・採材や仕分けの効率化などにより、伐出した広葉樹資源の付加価値を向上させるための研修会等を実施します。 ・売り手（所有者や伐採事業者）と買い手（工場）をつなぐ広葉樹などの取引情報等の発信を行います。 | 国、道、市町村、林業事業体、製材工場、業界団体、研究機関 |
| | ○付加価値の高い利用の拡大 ・木材関係団体等と連携して、HOKKAIDO WOODのパンフレットやHPで広葉樹製品の特徴や魅力などのPRを行い、ブランド力の強化を図ります。 ・日用品や家具など、道民の生活に身近な様々な用途での具体的な使用事例について、効果的にPRし、利用拡大を推進します。 | 道、関係団体、企業、研究機関 |

〈達成すべき指標〉

| 重点取組指標② | 令和13年度(2031年度) |
|----------------------|----------------|
| 針葉樹人工林から針広混交林に誘導する面積 | 13,000 ha |

重点取組③ 道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化

今後、一般民有林からの伐採増加が見込まれる「トドマツ人工林材」を最大限に有効活用するため、「トドマツ資源の的確な把握」、「原木の安定供給」及び「市場が求める製品の生産」に取り組み、品質や性能の確かな建築材としての供給力を強化します。

〈目指す姿〉

集約化されたトドマツ人工林が計画的に伐採され、建築材としての利用が拡大

〈取組の具体的な内容〉

| 区分 | 取組内容 | 行動主体 |
|--------------|---|--------------------------|
| トドマツ資源の的確な把握 | ○資源情報の的確な把握 ・ UAV や航空レーザー計測、衛星画像など実用化された先進技術を活用し、高精度の森林調査や資源管理などに取り組みます。 ・ 森林所有者等が資源状況をオンラインで把握する計画的な森林づくりを展開します。 | 道、市町村、林業事業体、業界団体、研究機関 |
| 原木の安定供給 | ○原木の安定的な供給体制の構築 ・ 森林所有者等に対する森林経営計画の作成促進や市町村に対する技術支援などにより、面的なまとまりによる森林の経営管理を推進します。 ・ 森林組合法の改正を踏まえ、販売規模の拡大等に向けた組合間の多様な連携等の取組を促進します ・ 傾斜や林地生産力などの自然条件や集落からの距離などの社会的条件が良い人工林を中心に、路網を重点的に整備します。 | 道、市町村、関係団体等 |
| 市場が求める製品の生産 | ○品質・性能の確かな建築材の生産 ・ 道産建築材の確実な供給を求めるプレカット工場等と、安定した需要を求める製材工場とのマッチング支援に取り組みます。 ・ 市場が求める製品の生産に向けて、乾燥施設等の整備への支援を行います。 | 道、製材工場・プレカット工場・工務店等、業界団体 |

〈達成すべき指標〉

| 重点取組指標③ | 令和元年度 (2019年度) | 令和13年度 (2031年度) |
|-------------------|----------------|-----------------|
| 品質・性能の確かな建築材の生産比率 | 58 % | 75 % |

重点取組④ 森林づくりを担う「人材」の確保

全道で人口減少と高齢化が進む中、道内外から広く、森林づくりを担う人材を確保するため、「担い手の育成・確保」及び「林業事業体の経営力強化」に取り組みます。

〈目指す姿〉

森林づくりに必要な人材が確保され、高度な知識・技術を持った人材が地域で活躍

〈取組の具体的な内容〉

| 区分 | 取組内容 | 行動主体 |
|-------------|---|-------------------|
| 担い手の育成・確保 | ○道内外へ向けた林業の魅力発信 ・SNS等の多様なツールを活用し、林業の魅力を発信します。 ・移住定住施策や他の一次産業とも連携して人材の呼び込みを行います。 | 国、道、関係団体等、林業事業体 |
| | ○地域協議会を活用した取組の推進 ・高校等において、林業の魅力発信や事業体とのマッチングを行います。 | |
| | ○北森カレッジにおける人材の育成等 ・地域や産学官と連携し、道内各地域の特徴ある森林を活用した実践的なカリキュラムによる教育を行います。 | |
| | ○体系的なキャリア形成 ・ICT等の最新技術を含め、段階的かつ体系的な研修を実施します。 | 国、道、関係団体等 |
| 林業事業体の経営力強化 | ○経営力の向上 ・林業事業体登録制度を活用し、経営改善につながるセミナーの実施などにより経営体質の強化に取り組みます。 ・各種補助制度等の情報発信を行います。 | 道、林業事業体、関係団体等 |
| | ○労働安全衛生の確保 ・労働災害の発生要因や傾向等を把握し、安全パトロールの強化、安全衛生装備の充実、安全教育の徹底など、実効性のある対策を重点的に実施します。 ・安全衛生確保に必要な装備等の導入を支援します。 ・死亡災害の発生頻度が高い伐倒作業の機械化を促進します。 | 道、林業事業体、関係団体等 |
| | ○就業環境の改善による定着の促進 ・OJTによる教育方法等の改善を支援します ・若手林業従事者等によるネットワークづくりを支援します。 | 道、関係団体等、市町村、林業事業体 |

〈達成すべき指標〉

| | | |
|-------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 重点取組指標④ | 平成28年度(2016年度)～ 令和2年度(2019年度)の5年間 | 令和4年度(2022年度)～ 令和13年度(2031年度)の10年間 |
| 新規参入者数 (臨時を除く) | 764人 (平均153人/年) | 1,600人 (平均160人/年) |

重点取組⑤ スマート林業による効率的な施業の推進

今後見込まれる労働人口の減少や木材生産量の増加に対応するため、「造林・保育作業の効率化」及び「素材生産作業の効率化」に取り組み、ICT等の先進技術を幅広く活用した「北海道らしいスマート林業」を推進します。

〈目指す姿〉

北海道の特性を活かした先進技術の導入により、安全で働きやすく、効率的な森林施業と需要に応じた木材の安定供給が展開

〈取組の具体的な内容〉

| 区分 | 取組内容 | 行動主体 |
|-------------|--|-----------------------------------|
| 造林・保育作業の効率化 | ○遠隔操作技術等による省力化 ・ドローンを用いたコンテナ苗木運搬の実証などに取り組みます。 ・傾斜地でも走行可能な造林機械の遠隔化・自動化を図るための技術開発や実証の促進に取り組みます。 | 道、事業者、研究機関 |
| | ○リモートセンシング技術を用いた造林地管理 ・造林地や苗木の植栽位置のマッピングによる作業員の誘導や機械作業への応用などのシステムの実証などに取り組みます。 | 道、研究機関 |
| | ○伐採・造林一貫作業の導入 ・地拵え作業を軽減する伐採・造林一貫作業システムの実証、普及促進に取り組みます。 | 道、事業者 |
| 素材生産作業の効率化 | ○ICTハーバスタによる生産管理の実証・普及 ・需要に応じた採材による効率的で生産性が高い木材サプライチェーンマネジメント構築に向けた実証・普及に取り組みます。 ・地域課題の的確な把握や円滑な技術導入を目的とした意見交換会などを開催します。 | 国、道、市町村、林業事業者、製材工場・業界団体、研究機関、メーカー |
| | ○データ共有する通信環境の整備 ・特定の区域やオフラインでもデータを共有、蓄積できる技術等の実証を行います。 | 国、道、市町村、林業事業者、研究機関、メーカー |

〈達成すべき指標〉

| | | |
|-----------------|------------------------|-------------------------|
| 重点取組指標⑤ | 令和元年度 (2019年度) | 令和13年度 (2031年度) |
| 林業事業者の生産性 (薪生産) | 9.1 m ³ /人日 | 13.0 m ³ /人日 |

重点取組⑥ HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大

道民の暮らしに道産木材製品が定着し道産木材の需要拡大が図られるよう、「『HOKKAIDO WOOD』のブランド力の強化」及び「住宅や建築物等における道産木材の利用促進」に取り組みます。

〈目指す姿〉

道民の身近に道産木材がある暮らしが定着

〈取組の具体的な内容〉

| 区分 | 取組内容 | 行動主体 |
|--------------------------|--|-----------------|
| 「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化 | ○幅広い分野の企業と連携したPR ・ゼロカーボンやSDGsなど環境配慮社会の実現に関心のある企業とロゴマークを活用した連携により普及PRを実施します。 | 道、関係団体、企業等 |
| | ○道産木材のプロモーションの展開 ・WebやSNS等を活用した情報の発信や、道外、海外の展示会への参加により「HOKKAIDO WOOD」ブランドの発信と、多様な道産木製品のをPRを実施します。 | 道、関係団体、企業等 |
| 住宅や建築物等における道産木材の利用促進 | ○住宅での道産木材の利用促進 ・道産木材の利用を促すため、ゼロカーボンへの貢献の見える化などにより、施主や工務店等が意義や企業価値などを実感できる取組を進めます。 ・建設部と連携したイベントなどを通じて、「北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～」制度の普及と道民生活への定着を図ります。 ・道内の製材工場等とプレカット工場・工務店等のマッチングを推進し、道産木材の利用拡大を図ります。 | 道、関係団体、工務店等 |
| | ○中高層建築物等の木造化・木質化 ・道庁1階ロビーや道議会庁舎をはじめ、道内の公共建築物の施工事例や木材利用の効果を広く発信し、民間建築物にも広げる取組を実施します。 ・「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用や、道産木材利用の企業メリットなどの普及を図るイベントや見学会などを実施します。 ・木造建築物等の知識・技術を有する市町村職員や設計技術者などを育成する研修会等を実施します。 | 道、関係団体、研究機関、企業等 |
| | ○その他の分野での道産木材の利用促進 ・内装材や家具・建具のほか日用品など道産広葉樹を活用した木製品の需要の拡大を図ります。 ・試験研究機関等と連携し、土木分野等での新たな利用を促進します。 | 道、研究機関等 |

〈達成すべき指標〉

| 重点取組指標⑥ | 令和元年度(2019年度) | 令和13年度(2031年度) |
|----------------------|---------------|----------------|
| 製材・合板等の需要における道産木材の割合 | 69 % | 75 % |



1-1 森林の整備の推進及び保全の確保

施策推進に当たっての課題

- ・森林の有する公益的機能の高度発揮を図りながら、森林資源の循環利用を着実に進めていくためには、地域関係者の連携・協力により、適切に森林資源を管理していくことが必要です。
- ・森林資源の充実を図っていくためには、自然条件・社会的条件を勘案した計画的な伐採及び再造林や間伐などの森林整備を進めることが必要です。
- ・北海道の豊かな森林をしっかりと将来に継承していくためには、水資源や生物多様性の保全を図るためのゾーニングの指定やゾーニングに応じた森林整備などを進めるとともに、特に公益的機能の高度発揮が求められる森林においては複層林化・針広混交林化を進めるなど、多様で健全な森林を育成・保全していくことが必要です。
- ・道民の安全で安心な暮らしを守るためには、治山事業等による国土の強靱化や保安林の適切な管理を進めることが必要です。

施策の展開方向

地域の特性に応じた森林の整備及び保全の確保を図るため、適切な森林管理体制を構築するとともに、資源の充実に向けた森林の整備や、多様で健全な森林の育成・保全、事前防災・減災に向けた治山対策等を推進します。

(1) 森林資源の適切な管理

ア 森林計画の策定及び実行管理

- ・地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保を進めるため、地域森林計画を策定するとともに、市町村森林整備計画の策定や実行管理を担う市町村への技術的な支援など、地域関係者との連携・協力を進めます。
- ・市町村森林整備計画において、傾斜や林地生産力などの自然条件や林道からの距離が近いなど社会的条件が良い人工林については、皆伐後に原則植栽を行う「特に効率的な施業が可能な森林」として区域の設定が進むよう市町村を支援します。
- ・森林所有者に対し、森林計画制度の遵守を徹底し、適切かつ計画的な森林の管理・整備を進めるため、森林経営計画の作成促進を図ります。

イ 適正な伐採と伐採後の更新の確保

- ・集材路の作設や伐採後の更新などの森林整備を適切に進めるため、伐採及び造林の届出制度が円滑に運用されるよう、市町村への支援を行います。
- ・適正な伐採の確保に向け、届出のない伐採の現地確認等を円滑に実施するため、衛星画像を活用した伐採箇所の効率的な把握に市町村と連携して取り組みます。

ウ 森林情報の的確な把握と運用

- ・森林情報の的確な把握を図るため、航空レーザ計測などを活用し、高精度な画像による資源情報の精査や森林調査簿の更新を進めます。
- ・森林クラウドシステムを活用して、市町村による森林経営計画の認定業務をはじめ、土地の所有者届出制度等の情報の林地台帳への反映や森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成等が進むよう、市町村への技術的な支援を行うとともに、森林情報の精度向上を図ります。

エ 森林所有者等への普及指導

- ・適切な森林管理を進めるため、森林所有者等に対する技術・知識の普及指導を進めます。

オ 森林認証制度の普及

- ・シンポジウムや意見交換会の開催等により、F M認証やC o C認証の取得を促し、環境に配慮した持続可能な森林経営の定着を促進します。

(2) 計画的な森林の整備

ア 優良な種苗の安定的な供給

- ・クリーンラーチなどの成長や形質に優れた苗木の増産を図るため、生産者の育苗技術の向上のための技術の普及を進めます。
- ・コンテナ苗の安定的かつ効率的な生産体制を構築するため、国の事業等を活用し生産施設の整備に対する支援を進めます。
- ・成長や形質などに優れた母樹を育成し、優良な種子を安定的に確保するため、国有採種園を管理する北海道森林管理局と連携を図るとともに、民間採種園の整備に対する支援や道有採種園の整備・維持管理を進めます。
- ・種苗生産の従事者が減少傾向にある中、苗木の需要に応じた供給体制を整備するため、除草や選苗など苗木生産の機械化に向けた検討を進めます。

イ 着実な再造林の実施

- ・森林資源の循環利用を推進するため、利用期を迎えた人工林の主伐に当たっては、公益的機能の確保に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の着実な植林が行われるよう支援します。また、「特に効率的な施業が可能な森林」において重点的に再造林を支援します。

ウ 間伐などの適切な保育の実施

- ・森林の多面的機能の発揮を図るため、人工林においては、下刈りや除伐、間伐等の保育を適切に進めるとともに、天然林においては、必要に応じ、更新を促す作業や間伐などの施業を進めます。

エ 造林・保育コストの低減と作業の省力化

- ・造林・保育コストの低減を図るため、植え付け作業が容易なコンテナ苗の利用促進を図るとともに、植栽本数の低減や、クリーンラーチなどの初期成長の早い苗木の植栽による下刈り年数の短縮などを進めます。

- ・作業の省力化を図るため、地拵えや下刈り等に係る機械化の促進などを推進します。

オ 森林施業の基盤となる路網の整備

- ・森林施業の集約化を図るため、国有林などと連携し、丈夫で簡易な路網の整備を進めます。
- ・路網の強靱化・長寿命化を図るため、設置後一定期間を経過した林道橋梁の点検・診断を進めるとともに、計画的な改築・改良により質的な向上を図り、大型車両が安全に通行できる林道整備を実施します。

(3) 多様で健全な森林の育成・保全

ア 市町村などが主体となった森林整備

- ・自然的・社会的条件が悪く林業に適さない森林などについて、水源の涵養や地球温暖化の防止など公益的機能の発揮に向け、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備等を促進します。

イ 水資源の保全に資する森林の整備・保全

- ・水源涵養機能の発揮を期待する森林については、市町村森林整備計画において水源涵養林として適切にゾーニングできるよう市町村への支援などを行い、水資源の保全に配慮した森林の整備・保全を進めます。
- ・水道取水施設の集水域の森林や、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき水資源保全地域に指定している森林においては、水源かん養保安林の指定を進めるとともに、市町村森林整備計画において道が独自に示した基準に基づく水資源保全ゾーンとして適切にゾーニングできるよう市町村への支援などを行い、良質な水の安定供給に配慮した森林施業を進めます。

ウ 生物多様性の保全に向けた森林の整備・保全

- ・生物多様性保全機能の発揮を期待する森林については、市町村森林整備計画において保健・文化機能等維持林として適切にゾーニングできるよう市町村への支援などを行い、生物多様性の保全に配慮した森林整備・保全を進めます。
- ・生物多様性保全機能の発揮を期待する森林のうち、貴重な森林生態系を維持している森林については、希少な野生生物の生息・生育地に配慮した森林施業を進めるため、市町村森林整備計画において道が独自に示した基準に基づく生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）として適切にゾーニングできるよう市町村への支援などを行い、生態系として特に重要な森林の保全を図ります。
- ・生物多様性保全機能の発揮を期待する森林のうち、河川や湖沼周辺に位置した森林については、水辺における生物多様性の保全や濁水発生回避に配慮した森林施業を進めるため、市町村森林整備計画において道が独自に示した基準に基づく生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）として適切にゾーニングできるよう市町村への支援などを行い、水辺林の保全を図ります。
- ・溪流生態系に配慮した治山ダムの設置など、国土の保全と生物多様性の保全との両立に努めます。

エ 森林被害への対策の実施

- ・ エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、国有林など地域の関係者と連携を図りながら、総合的な被害対策を進めます。
- ・ エゾヤチネズミやカラマツヤツバキクイムシなどによる病虫獣害の発生状況や強風による倒木などの被害状況を早期に把握し、試験研究機関と連携を図りながら、防除対策、復旧対策を進めます。

オ 身近な森林の整備・保全

- ・ 森林における無許可開発の早期発見やゴミの不法投棄の未然防止、林野火災の予防強化などのため、地域と連携して森林パトロール等の保全対策を実施します。
- ・ すぐれた自然美を構成している森林や地域の名所、旧跡の風致の保全上重要な森林、農地等と一体となった地域固有の景観を構成している森林を将来に継承するため、その森林の保全に努めます。
- ・ 多様で健全な森林を育成・保全するため、地域の森林づくりの指標となる試験林、展示林等の整備・保全を進めます。

(4) 胆振東部地震からの復旧

ア 被災森林の植林等による復旧

- ・ 広範囲にわたり大規模に被災した森林の復旧を効果的に進めるため、崩壊斜面の土壌条件や傾斜などに応じた効率的な森林復旧を進めます。
- ・ 被災森林の整備と、被害を受けていない森林の施業が一体的、効率的に実施できる地区から順次、林業専用道（規格相当）や森林作業道について整備を進めます。

イ 治山施設等の設置

- ・ 山腹崩壊箇所等の復旧に当たっては、崩壊地の状況や人家や道路、農地等の保全対象の状況を考慮し、緊急性の高い箇所から治山ダムの設置や山腹工事など治山対策を計画的に進めます。

(5) 事前防災・減災に向けた治山対策等の推進

ア 治山対策による防災・減災対策の推進

- ・ 道民の安全で安心できる暮らしを守るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、治山事業による山地の防災・減災対策を進めます。
- ・ 豪雨、地震等による山地災害発生箇所の早期復旧対策を進めるとともに、山腹崩壊や土石流等が発生するリスクの高い山地災害危険地区において、重点的な防災・減災対策を進め、山地災害の防止・軽減に努めます。
- ・ 河川管理者をはじめ流域全体の関係者の協働により水害を軽減する「流域治水」の取組を推進するため、荒廃した溪流等の上流域において、間伐などの森林整備と治山施設の設置などを一体的に実施するとともに、危険木の除去や流木捕捉式の治山ダムの設置などを進めます。
- ・ 津波から地域住民の生命・財産を守るため、「北海道海岸防災林整備基本方針」に基づき、

計画的な海岸防災林の整備を進め、津波に対する減災機能の強化を図ります。

- 山地災害の未然防止を図るため、治山パトロールなど危険地区の巡視を行うとともに、山地災害が発生するおそれのある箇所情報を地域住民へ提供することにより、迅速な避難に役立ててもらおうなど、地域の警戒避難態勢の充実に資する取組を進めます。

イ 保安林の適正な維持管理

- 保安林の有する公益的機能の維持増進により道民の豊かなくらしの実現を図るため、保安林のきめ細やかな指定や適正な管理に努めるとともに、保安林の役割や必要性などについて広く普及を図ります。

ウ 森林施業による防災・減災対策

- 重要インフラや集落等を保全するため、土石流等の山地災害等のリスクが高い地域の未整備森林の解消を図ります。
- 特に緊急度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において森林の防災、保水機能を発揮させるため間伐等の森林整備を進めます。

エ 災害に強い林道整備（林道の強靱化）

- 林業・山村地域における災害時に備えるため、特に重要な林道の整備強化を図り、森林被害の早期復旧や継続的な森林整備対策を確保する取組を進めます。
- 防災機能の強化を図るため排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化を進めます。

オ インフラ長寿命化対策

- 老朽化が進む既存の治山施設について、施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、点検・診断を実施するとともに、必要に応じて施設の補修を行うなど、計画的な長寿命化対策を進めます。

関連指標（1-1 森林の整備の推進及び保全の確保）

- 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積割合
令和元年度（2019年度）：70% ⇨ 令和13年度（2031年度）：75%
- 土石流等の山地災害等のリスクが高い山地災害危険地区の実施率
令和2年度（2020年度）：66% ⇨ 令和13年度（2031年度）：90%

1-2 林業の健全な発展

施策推進に当たっての課題

- ・ 原木を安定的に供給する体制を構築するため、森林施業の集約化や作業効率の向上により生産性を高め、森林施業の低コスト化を進めることが必要です。
- ・ 安全かつ森林の有する多面的機能の発揮に配慮した森林施業を実施するため、適切な施業を行い労働安全衛生を推進する健全な林業事業体を育成することが必要です。
- ・ 優れた知識や技術を有する人材の育成を進めるとともに、特に造林などの分野における林業従事者の確保・定着を促進することが必要です。

施策の展開方向

森林施業の集約化や作業効率の向上による森林施業の低コスト化を進めるとともに、安全・適切な施業を実施する林業事業体の育成、さらには、地域の森林づくりを担う人材の育成・確保を進めることにより、林業の健全な発展を図ります。

(1) 安定的な原木供給と効率的な木材生産

ア 森林経営計画策定等による施業集約化の推進

- ・ 森林経営計画に基づく集約的な森林施業を実施するため、森林施業プランナーが行う提案型集約化施業を促進します。

イ 森林施業の作業効率の向上

- ・ 効率的な森林整備や木材生産を進めるため、傾斜や林地生産力などの自然条件や集落からの距離などの社会的条件が良い人工林を中心に、路網を重点的に整備します。
- ・ 木材生産の効率化を図るため、高性能林業機械と路網を適切に組み合わせることにより現地の林況に適した作業システムの導入とその効果的な運用を促進します。
- ・ 林業の収益性を向上させるため、造林、保育から主伐に至るそれぞれの作業の低コスト化を進め、トータルコストの低減を図ります。

(2) 林業事業体の育成

ア 持続的・安定的経営の実現

- ・ 「北海道林業事業体登録制度」等を活用し、経営改善につながるセミナーの実施など林業事業体の経営力の強化を図ります。
- ・ 森林組合間の多様な連携など、地域の森林管理の中心を担う森林組合の経営基盤の強化を図ります。
- ・ 安定的な経営を実現するため、林業事業体等に対する適切な規模の施設整備に必要な融資等の支援制度の活用を促進します。

イ 労働安全対策の強化

- ・他産業と比べて極めて高い水準にある林業労働災害を防止するため、関係機関と連携し、労働安全パトロールの実施や技術研修会の開催などの取組を進めるとともに、労働災害の発生要因や傾向等を踏まえ、安全衛生を確保する装備の導入支援や効果的で実効性のある対策を促進します。
- ・「北海道林業事業体登録制度」を活用し、研修会等を通じた指導により安全意識の向上やリスクアセスメントの普及を着実に進めるなど、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体を育成します。

(3) 人材の育成・確保

ア 地域の森林づくりを担う人材の育成

- ・森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術を有し、市町村への技術的支援や森林所有者等への指導等を的確に実施するフォレスターの育成を進めます。
- ・森林経営計画の作成や提案型集約化施業を的確に実施する森林施業プランナーの育成を進めます。
- ・計画的な森林の整備を担うことができる人材を育成するため、関係団体等と連携して段階的かつ体系的な研修を進め、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから、現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでのキャリア形成の支援を行います。
- ・路網の整備や高性能林業機械の操作、ICTを活用したスマート林業の実践など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。
- ・北森カレッジでは、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携したオール北海道の体制により、道内各地の特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成します。

イ 林業従事者の確保・定着の促進

- ・人工林資源が利用期を迎え、林業生産活動が活発化する中で、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の移住希望者などへの林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。
- ・就業後は、林業事業体による教育・能力評価手法の定着や、造林や下刈りなどの作業の軽労化、他業種との連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりなどを促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めます。
- ・安全で働きやすい職場づくりを進めるため、労働安全衛生の確保に必要な装備や施設の整備などに支援を行い、林業従事者の労働環境の改善を進めるとともに、退職金共済制度の加入促進など、林業従事者の福利厚生の実充に努めます。

関連指標（1－2 林業の健全な発展）

- 持続的な森林経営を担い得る森林組合の割合

令和元年度（2019年度）：59% ⇨ 令和13年度（2031年度）：100%

- 機械伐倒率

令和元年度（2019年度）：52% ⇨ 令和13年度（2031年度）：65%

- 森林所有者等が効率的な森林施業を行うための路網整備の水準

令和2年度（2020年度）：63.7m/ha ⇨ 令和13年度（2031年度）：68.0m/ha



1-3 木材産業等の健全な発展

施策推進に当たっての課題

- ・ 森林資源の循環利用を推進するため、住宅や公共施設、事務所や店舗などの民間施設をはじめとした多様な分野での道産木材の需要拡大を図るとともに、道内の木材需要を見据え、道産CLTの活用などにより、中高層建築物等の道産木材の利用を促進するなど、新たな需要を創出することが必要です。
- ・ 森林資源を最大限有効に利用するため、林地未利用材の活用や木質バイオマスのエネルギー利用を進めることが必要です。
- ・ 道産木材・木製品の需要に応じた安定的な供給を確保するため、品質や性能の確かな製品の供給体制の構築や、生産規模に応じた加工・流通体制の整備などを進め、木材産業の競争力の強化を図ることが必要です。

施策の展開方向

新たな需要の創出などによる道産木材の利用の促進や、生産規模に応じた加工・流通体制の整備などによる木材産業の競争力の強化、さらには特用林産物の生産の振興を進めることにより、森林資源の循環利用を推進し、木材産業等の健全な発展を図ります。

(1) 道産木材の利用の促進

ア 道産木材の需要拡大

- ・ 道民の身近な暮らしに道産木材の定着が図られるよう、「HOKKAIDO WOOD」のブランド力を強化し、住宅をはじめ、店舗オフィスなどの建築物、家具、日用品といった様々な分野で道産木材使う道民意識の醸成を進めます。
- ・ 環境配慮社会の実現に関心のある企業や二酸化炭素排出量の多い企業などに対して、道産木材の利用を働きかけるとともに、「HOKKAIDO WOOD」のロゴマークを活用し、幅広い分野の企業と連携した普及PRを進めます。
- ・ 企業等との連携のもと、WebやSNS等を活用した情報発信や、道外、海外における展示会などでのプロモーション活動を行い、道産木材の市場開拓と販路拡大に取り組みます。
- ・ 道内の森林から産出され、加工された地域材の利用を拡大するため、「北海道地域材利用推進方針」に基づき、公共建築物や民間建築物の木造化・木質化を促進するとともに、農畜産分野・公共土木工事などでの道産木材の利用を進めます。
- ・ 住宅分野での道産木材の利用を拡大するため、工務店等との連携を図り、道産木材の利用によるゼロカーボンへの貢献の見える化や、住宅イベントなどでのプロモーション活動などを進め、「北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～」の普及を促進するとともに、市場規模の拡大が見込まれるリフォームなどにおいて道産木材の利用を進めます。

- ・道内の製材工場等とプレカット工場・工務店等のマッチングを進め、道産建築材の利用拡大を図ります。
- ・中高層建築物や非住宅分野においては、環境配慮社会の実現に関心のある企業等と連携し、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度などを活用して効果的なPRを実施するとともに、木造建築物等の知識・技術を有する市町村職員や設計技術者を育成するなど、都市の建築物の木造化を促進します。
- ・道庁1階ロビーや道議会庁舎をはじめ、道内の公共建築物の施工事例や木材利用の効果を広く発信し、民間建築物にも広げる取組を進めます。
- ・木の良さや木材利用の意義の普及啓発、合法性や産地が証明された木材の利用推進など、地域で産出された木材を地域で有効利用する地材地消の取組を進めます。

イ 道産木材の新たな需要の創出

- ・「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」に基づき、設計技術者などへの普及PRや供給体制の整備など、道産CLTの需要の創出と供給体制の整備を着実に進めます。
- ・道産広葉樹を活用した内装材や家具・建具、日用品などの需要の拡大に取り組みます。
- ・道産木材の新たな市場開拓を促進するため、試験研究機関と連携し、新たな製品・技術の開発の取組を進めるとともに、土木分野での新たな利用・普及に取り組みます。

ウ 木育と連携した道産材利用の促進

- ・木育のイベントなどを通じて、「HOKKAIDO WOOD」のロゴマークやキャッチフレーズを活用し、道産木材を利用することによる環境負荷の低減への貢献などについて道民に発信するなど、木育活動と連携した取組を進めます。

エ 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・森林づくりに伴って産出される木材を無駄なく利用するため、木質チップやペレット等の木質バイオマスのエネルギー利用の意義の普及啓発などにより、地域における利用の促進を図ります。
- ・熱供給や熱電併給施設、発電施設における木質バイオマスの利用を促進するため、利用施設等の整備を進めるとともに、地域の関係者が連携して、既存利用に影響を及ぼさないよう原料の安定的な供給体制づくりなどを進めます。

(2) 木材産業の競争力の強化

ア 品質・性能の確かな製品の供給体制の構築

- ・建築材などの付加価値の高い製品の安定供給を促進するため、品質・性能の確かな製品の生産施設や地域材の利用を拡大する加工施設等の整備に支援し、道産木製品の供給体制を構築します。

イ 道産トドマツ建築材の生産・流通体制の構築

- ・建築分野での道産木材の利用を拡大するため、企業間の連携を促進し、既存の乾燥施設の活用による供給ロットの拡大など、地域の特性を踏まえた道産トドマツ建築材の生産・流通体制を構築します。

ウ 産地等の明確な道産木材・木製品の安定供給

- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、森林認証制度や合法木材等証明制度を活用し、安全・安心な道産木材・木製品の安定供給を促進します。

エ 需要と供給のマッチングの推進

- ・原木の需要者や供給者、国、道、大学などからなる協議会において、原木供給及び木材・木製品の需要動向について情報の共有を図ります。
- ・原木の安定的な供給体制の構築に向けて、国有林とも連携し、森林資源や木材需給の動向などの公表に努めます。
- ・安定的な原木供給量を確保するため、素材生産者などの供給者と木材加工や木質バイオマス利用施設などの需要者との協定の締結を促進します。

オ 木材産業の経営の安定・強化

- ・木材・木製品製造業を営む事業者の経営安定・強化を図るため、木材の加工や経営の高度化等に必要な融資制度の活用を促進します。

(3) 特用林産物の生産の振興

ア きのこ、木炭など特用林産物の生産振興

- ・道産特用林産物の需要拡大を図るため、生産資材の安定確保や消費者への普及・PRなどによる需要喚起を図ります。
- ・品質、生産性の向上やコスト低減のため、施設整備など生産者の取組を支援します。

関連指標（1－3 木材産業等の健全な発展）

- ・ **道産木材自給率**
令和元年度（2019年度）：60% ⇨ 令和13年度（2031年度）：70%
- ・ **道産CLTの生産量**
令和元年度（2019年度）：626m³ ⇨ 令和13年度（2031年度）：50,000m³
〔 CLTの原料となる道産ラミナの供給量
令和元年度（2019年度）：960m³ ⇨ 令和13年度（2031年度）：86,000m³相当 〕
- ・ **木質バイオマスエネルギー利用量**
令和元年度（2019年度）：138万m³ ⇨ 令和13年度（2031年度）：200万m³
〔 エネルギー利用のうち熱利用量
令和元年度（2019年度）：21.5万m³ ⇨ 令和13年度（2031年度）：25.0万m³ 〕
- ・ **針葉樹製材のうち建築用製材の生産比率**
令和元年度（2019年度）：37% ⇨ 令和13年度（2031年度）：45%



2 木育の推進

施策の展開方向

木育の推進に向けて、木育マイスターや企業などによる木育活動について重点的に取り組み、「道民の理解の促進」、「青少年の学習の機会の確保」、「道民の自発的な活動の促進」を図ります。

道民運動としての木育の定着

重点取組⑦ 木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

道民との協働による森林づくりを実現するため、多様化する木育活動をコーディネートする木育マイスターの育成やネットワーク化を全道各地域で推進するとともに、環境保全意識が高い企業等に対して木育活動への参加を積極的に働きかけます。

〈目指す姿〉

木育マイスターと企業等が連携した森林づくりや道産木材を活用したイベントが開催されるなど、木育活動が全道で展開

〈取組の具体的な内容〉

| 区分 | 取組内容 | 行動主体 |
|-----------------------|--|---------------------------|
| 多様なニーズを踏まえた木育マイスターの育成 | ○木育活動をコーディネートできる人材の育成 ・研修の実施や活動機会の確保などにより、木育マイスターのスキルアップを図り、木育活動をコーディネートできる人材を育成します。 | 道、木育マイスター、関係団体等 |
| | ○木育マイスターのネットワーク化 ・木育活動に対する多様なニーズに応えるため、様々な得意分野を持つ木育マイスターのネットワーク化を推進します。 | 道、木育マイスター、関係団体等 |
| 木育活動への企業等の参加の促進 | ○企業等に対する木育活動への参加の働きかけ ・SDGsや温室効果ガスの排出削減に取り組むなど、環境保全意識が高い企業等に対して、森林づくりへの参加や木育イベントの開催などを働きかけます。 ・企業等と連携し、若い世代も含めた多くの道民が参加しやすい木育活動を推進します。 | 道、木育マイスター、関係団体、企業等 |
| | ○企業等のニーズにあった森林づくり活動の促進 ・企業等の森林づくり活動に関するニーズを把握するとともに、市町村や森林所有者等と連携し、フィールドの確保や情報の提供などを行います。 | 道、木育マイスター、関係団体、市町村、森林所有者等 |

〈達成すべき指標〉

| 重点取組指標⑦ | 令和2年度(2020年度) | 令和13年度(2031年度) |
|-------------------------|---------------|----------------|
| 企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数 | 81回 | 150回 |



2-1 道民の理解の促進

施策推進に当たっての課題

- ・道民に森林づくりや木材利用に対する関心を持ってもらえるよう、インターネットの活用や様々なイベントを通じて情報発信を行うことが必要です。
- ・森林や木材とのふれあいの場を設け、木育の体験を通じて森林づくりや木材利用に対する道民の理解の促進を図ることが必要です。

施策の展開方向

森林の働きや、木材利用に対する理解促進に向けた情報発信の充実や、森林や木材とふれあう機会の充実などによる木育活動の推進を通じて、森林づくりや木材利用に対する道民理解を促進します。

(1) 森林や木材に関する情報発信の充実

ア 森林や木材に関する情報の提供

- ・森林づくりや道産木材の利用に対する理解を深めるため、森林の働きや、林業・木材産業に関する情報、「HOKKAIDO WOOD」の取組、「木の良さ」や地域材利用の意義などについて、SNSやホームページ、各種イベントを通じて、道民に発信します。

(2) 森林や木材とのふれあいの機会の充実

ア 道民が森林や木材とふれあう機会の確保

- ・木育活動の指導的な役割を果たす能力を有し、自らの得意分野を活かした木育活動を実施する木育マイスターを育成し、指導力の向上を図ります。
- ・道民が様々な形で木育に参加できる機会を設けるため、木育マイスターなどの指導者との協力や、「HOKKAIDO WOOD」との連携により、道民の森や道有林、市町村有林等を活用した森林観察会や木工教室、商業施設など様々な施設での木育イベントを実施します。
- ・平成30年（2018年）に制定した「北海道植樹の日・育樹の日条例」に定める植樹の日（5月第2土曜日）・育樹の日（10月第3土曜日）及び植樹月間（5月）・育樹月間（10月）を広く普及するとともに、国や市町村、企業やNPOなどの民間、教育関係機関等と連携し、植樹祭、育樹祭などのイベントを実施します。
- ・森林づくりに対する道民の理解を深めるとともに、木育活動への参加意欲を高めるため、児童館や保育施設等と連携した木育活動を実施します。

イ 森林や木材とのふれあいの場の整備

- ・多くの道民が森林とふれあうことができるよう、森林散策を楽しめる歩道の整備や、林道の安全通行の確保など、身近な場所で気軽にふれあうことのできる森林の整備・活用を進めます。

- ・道民が道産木材とふれあう場を確保するため、公共建築物はもとより民間建築物の木造化・木質化を促進します。

関連指標（2-1 道民の理解の促進）

- ・ 木育に関するホームページやSNSのアクセス件数

令和元年度(2019年度)：11,927件 ⇨ 令和13年度(2031年度)：22,000件



2-2 青少年の学習の機会の確保

施策推進に当たっての課題

- ・次世代を担う青少年の森林や林業・木材への関心を高め、理解を深めていくためには、道民の森や道有林、市町村有林など森林を活用した学習機会の確保が必要です。
- ・青少年の森林に関する学習活動を効果的に進めるには、国や市町村、教育関係機関と連携して、森林体験学習などの木育プログラムの充実を図り、地域や学校を単位とした木育活動を実施することが必要です。

施策の展開方向

青少年の森林を大切にする心を培うため、道民の森や道有林、市町村有林を活用し、国や市町村、教育関係機関と連携し、森林体験学習等の木育プログラムを実施するなど学習の機会の確保を図ります。

(1) 道民の森や道有林などを活用した学習機会の確保

ア 道民の森などの学習の場としての機能強化

- ・青少年の学習の機会を確保するため、道民の森を核として、全道各地の道有林を地域の活動拠点に位置付け、学習の場としての活用を図ります。
- ・森林体験学習の内容を充実させるため、木育プログラムの開発を行い、道民の森及び道有林において実施します。
- ・利用者の安全確保を図るため、道民の森の各施設における長寿命化対策等を行います。

(2) 国や教育関係機関等と連携した学習機会の確保

ア 青少年のための木育活動の促進

- ・森林づくりや木材の利用に対する教育関係者等の理解を促進することにより、学校での森林環境教育の充実を図ります。
- ・青少年を対象とした木育活動を推進するため、木育マイスター、企業やNPOなどの民間、国や市町村、緑の少年団等と連携し、各市町村の「げんきの森」等を活用した森林体験学習会などを開催します。
- ・青少年が森林や木育について学ぶ木育プログラムを教育関係者等との連携により開発し、学校での利用を促進します。

関連指標 (2-2 青少年の学習の機会の確保)

- ・ 青少年向け木育教室等の実施回数
令和2年度(2020年度) : 218回 ⇨ 令和13年度(2031年度) : 370回



2-3 道民の自発的な活動の促進

施策推進に当たっての課題

- 様々な活動の情報の発信により、道民の木育活動への参画を促すことが必要です。
- 民間主体の木育活動の充実を図るため、企業やNPOなどの参加を促進し、活動を支援することが必要です。

施策の展開方向

道民の木育活動への参画と企業やNPOなど民間主体の木育活動の促進に資する情報提供や木育マイスターのスキルアップなどにより、活動内容の充実を図り、道民の自発的な活動を促進する環境づくりを進めます。

(1) 道民の自発的な活動の拡大・充実

ア 地域における自発的な活動のための環境づくり

- 道民の木育活動への参画を促すため、SNSやホームページなどを活用し、地域で実施される木育活動の内容や日程などの情報発信を行います。
- 企業やNPOなど民間の木育活動への理解や参画を促進するため、国や市町村と連携した働きかけを行います。
- 木育活動に対する多様なニーズに応えるため、木育マイスターのスキルアップを図り、木育活動をコーディネートできる人材を育成するとともに、様々な得意分野を持つ木育マイスターのネットワーク化を推進します。

イ 民間主体の木育活動の促進

- SDGsや温室効果ガスの排出削減に取り組むなど、環境保全意識が高い企業等に対して、森林づくりへの参加や木育イベントの開催などを働きかけます。
- 企業等と連携し、若い世代も含めた多くの道民が参加しやすい木育活動を推進します。
- 企業等の森林づくり活動に関するニーズを把握するとともに、市町村や森林所有者等と連携し、森林づくり活動のフィールドの確保や情報の提供を行うなど、企業が森林づくり活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 企業や国、市町村、林業関係団体を構成員とする協議会を設置し、情報・意見の交換を行うなど、企業等と森林所有者が連携した森林づくりを進めます。
- 道民の自発的な木育活動の場を確保するため、道民の森や道有林のフィールドの提供、各市町村の「げんきの森」等に関する情報提供などを実施します。
- 民間主体の木育活動の充実を図るため、木育マイスターを企業やNPOなどに紹介し、連携を促進します。

ウ 豊かな海と森林づくり活動の促進

- 漁協女性部が市町村や地域住民と連携して取り組んでいる「お魚殖やす植樹運動」を促

進めます。

関連指標（2－3 道民の自発的な活動の促進）

- ・ **企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数【重点取組指標⑦の再掲】**
令和2年度(2020年度)：81回 ⇨ 令和13年度(2031年度)：150回



3 山村地域における就業機会の確保等

施策推進に当たっての課題

- ・人口減少対策が喫緊の課題となる中、森林の恵みを将来にわたり享受していくには、森林管理を担う山村地域の活性化が重要であるため、森林資源を生かした産業育成による就業の場を創出することにより、多様な就業機会を確保することが必要です。
- ・山村地域の住民はもとより、都市からの移住を希望する人が快適で安心できる暮らしを確保するためには、生活環境などの整備を進めていくことが必要です。

施策の展開方向

森林づくりの担い手の生活基盤としての役割を果たしている山村地域の活性化を図るため、通年就業体制づくりや地域資源としての森林を活用した就業機会の確保とともに、生活環境の整備を進めます。

(1) 山村地域における就業機会の確保等

ア 通年就業体制づくりの促進

- ・年間を通じた就業機会を確保するため、冬期間の仕事の確保、複数の作業に従事できる従事者の育成による就業体制づくりを進めます。

イ 山村への移住定住の促進

- ・山村での就業機会を創出し、移住定住を促進するため、森林資源や森林空間を活用した新たな産業の創出に向けた地域活動や地域内の他産業との連携による多様な働き方への対応等を支援します。

ウ 生活環境に係る施設の整備

- ・山村地域を活性化し、林業就業者等や都市からの移住者等の定住化を促進するため、公共施設等の木造化・木質化等を通じて必要な施設の整備を地域の特性に配慮して進めます。

エ きのこと、木炭など特用林産物の生産振興

- ・道産特用林産物の需要拡大を図るため、生産資材の安定確保や消費者への普及・PRなどによる需要喚起を図ります。
- ・品質、生産性の向上やコスト低減のため、施設整備など生産者の取組を支援します。

(2) 山村地域における関係人口の拡大

ア 地域資源としての森林を活用する産業の育成

- ・森林から生産される木材や特用林産物を活用した特産品づくり、森林空間を活用した新

たな産業づくりなどに向けた地域活動を促進し、若者が定住できる多様な就業機会の創出を進めます。

- ・就業機会の確保と林内に残された幹や枝などの林地未利用材の活用を図るため、木質バイオマスを利用した産業を育成します。

イ 都市部と山村地域との交流

- ・都市住民との交流による新たな就業機会を創出するため、木育マイスターなどの活動への支援や地域関係者間の連携によるU I ターンの受け入れの促進を図ります。
- ・都市部と山村地域の交流を促進するため、森林体験プログラムを取り入れたワーケーションや企業研修など森林空間の活用を促進します。

関連指標（3 山村地域における就業機会の確保等）

- ・ 通年雇用者割合

令和元年度 (2019年度) : 67% ⇨ 令和13年度 (2031年度) : 77%



4 森林づくりに関する技術の向上

施策推進に当たっての課題

- ・森林整備の推進や林業・木材産業等の健全な発展のためには、森林づくりに関わる道民、森林所有者、林業事業者などの多様な要請を踏まえ、試験研究機関との連携を十分に図るとともに、研究成果の普及と指導により、適切な森林管理や木材利用を進めていくことが必要です。
- ・地球温暖化など地球環境問題への世界的な関心の高まりに対応するためには、森林づくりに関する国際協力の推進が必要です。

施策の展開方向

森林づくりに役立つ技術の向上を図るため、試験研究機関との連携により適切な森林管理や木材利用に関する技術の普及と指導を進めるとともに、森林づくりに関する技術交流を推進します。

(1) 試験研究及び技術開発

ア 道民や企業等の地域ニーズの的確な把握

- ・適切な森林管理や木材利用を促進するため、試験研究機関と連携し、道民や企業等の地域ニーズの的確な把握と研究課題への反映の取組を進めます。

イ 試験研究機関との連携

- ・森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業・木材産業等の健全な発展を図るため、試験研究機関との連携のもと、持続的な森林経営、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、身近なみどり資源の活用促進、生産性を向上させる林業機械の開発、林産物の需要拡大と高付加価値化、加工技術や生産・流通システムの高度化等に向けた試験研究や技術開発を進めます。
- ・ゼロカーボン北海道の取組を推進するため、炭素固定能が高く、成長の早い種苗の増産、森林及び伐採木材製品による炭素吸収量・貯蔵量の評価、道産木材を利用した都市の木造化・木質化、土木分野における新たな活用、木質バイオマスの利用促進などについて、特に連携を強化して進めます。
- ・スマート林業の取組を推進するため、ICTやAI、リモートセンシング等の先端技術を活用した森林資源量の把握、造林作業の高度化、森林被害の早期把握や復旧対策、道産木材の性質の把握や生産・流通の効率化などについて、特に連携を強化して進めます。

(2) 技術の普及と指導

ア 普及指導の推進

- ・適切な森林管理や木材利用を促進するため、試験研究機関と連携し、研究成果の地域へ

の定着に向けた普及指導を進めます。

イ ニーズに応える森林管理や木材利用技術の普及と指導

- 地域の多様で高度な要請に的確に対応するため、森林所有者をはじめとする川上から川中・川下に至る幅広い関係者と連携し、森林づくりに関する技術・知識の普及指導を進めます。

ウ 森林づくりに関する技術交流の促進

- 林業技術の発展を図り地球規模での環境保全に貢献するため、試験研究機関と連携し、技術者・研究者の派遣・受入など森林づくりに関する技術交流や国際協力の取組を進めます。

関連指標（4 森林づくりに関する技術の向上）

- **技術の向上を目的とした研修等の取組件数**

令和元年度（2019年度）：61回 ⇨ 令和13年度（2031年度）：77回

5 道民の意見の把握等

施策推進に当たっての課題

- ・森林づくりに対する道民の意見を反映させるためには、定期的なモニター調査等により道民意見を把握するとともに、企画、計画段階から道民が参加する森林づくり活動の取組を進めていくことが必要です。
- ・地域の特性に応じた森林づくりを進めるためには、道民の関心のある身近な森林の状況や様々な情報を的確に把握・収集し、効果的に公表することが必要です。

施策の展開方向

道民、森林所有者、事業者と情報を共有しながら、森林づくりを適切に進めていくため、森林づくりに対する道民意見を把握するとともに森林づくりに関する情報を収集します。

(1) 森林づくりに対する道民意見の把握

ア 道民意見の把握

- ・森林づくりの具体的な取組に道民意見をより反映するため、森林づくりに対する期待など道民意見の把握に努めます。
- ・地域の意見を把握するため、総合振興局・振興局等における森林づくりに関する現地見学の実施や意見交換会の開催を進めます。

イ 森林づくり活動の企画・計画段階からの道民の参加

- ・地域の特性に応じた森林づくりを推進するため、地域住民の参加による企画の立案や計画の策定を進めます。
- ・企画や計画の実行段階において、道民意見の反映に努めます。

(2) 森林づくりに関する情報の収集

ア 森林情報等の収集

- ・森林の管理及び整備の基礎となる森林所有者情報や資源情報の的確な把握・管理に努めます。
- ・森林づくりに関する相談や情報ニーズに対応するため、森林の働きや森林・林業・木材産業等に関する情報、道民にとって身近な景観や草花などの情報を収集します。

イ 森林情報の効果的な公表

- ・森林づくりに関する情報をSNSや道のホームページなどを活用して効果的に公表します。

関連指標（5 道民の意見の把握等）

- ・ 道民が参加する森林づくり関連事業の実施件数

令和元年度（2019年度）：53件 ⇨ 令和13年度（2031年度）：80件



6 道有林野の管理運営

施策推進に当たっての課題

- ・道民の財産である道有林の多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の現況に応じて、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成といった多様で先導的な森林づくりを進めることが必要です。
- ・地域の林業・木材産業の成長産業化の実現に貢献するために、道有林のもつ資源や技術力を活用して、森林施業の低コスト化に資する技術開発に先導的に取り組むなど、地域貢献に取り組むことが必要です。

施策の展開方向

道有林の多面的機能の持続的な発揮や地域の振興を図るため、森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくりに取り組むとともに、資源や技術力を活用した地域貢献を進めます。

(1) 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり

ア ICTを活用した森林資源の把握

- ・自然条件や社会的条件を踏まえて、施業実施箇所を適切に選定し、計画的に事業を実施するため、航空レーザ計測などのICTを活用して広範囲の森林資源を効率的に把握します。

イ 積極的な伐採・再造林

- ・自然条件や社会的条件が良い人工林について、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な伐採と着実な再造林を積極的に進めます。

ウ 天然力を活用した森林づくり

- ・広葉樹と混交している人工林や上層・中層・下層の多段林の様相を呈している天然林においては、森林の現況に応じて人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成を行い北海道らしい多様で健全な森林づくりを確立します。

(2) 資源や技術力を活用した地域貢献

ア 森林施業の低コスト化・省力化の推進

- ・植栽や下刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や造林作業の機械化など低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組めます。
- ・植栽時期の拡大が期待されるコンテナ苗を活用して、少ない労働者で、効率的に植栽を実施するとともに、下刈りの年数を短縮するため、成長が早いクリーンラーチや、グイマツ雑種 F1 などのカラマツ類の植栽を推進します。
- ・木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど先進的な高性能林業機械の導入を

促進するほか、機械での作業が容易な列状の間伐を推進します。

イ 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成

- ・ 事業量の安定的な確保により、地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めます。
- ・ 林業事業体による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業体と長期の協定を締結し、道有林内の一定の区域において連携して森林整備に取り組みます。

ウ 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

- ・ 地域の木材需要に応えるため、計画的な原木供給を基本とするとともに、地域の木材需給動向が急激に変化した場合には、必要に応じて原木供給の弾力的な調整を実施します。
- ・ 地域の木材需要に応えるため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材、森林認証材、広葉樹材などの原木を供給します。

エ 企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献

- ・ 環境保全意識の高い企業と連携した森林づくりを進めるため、オフセット・クレジットを共同で販売している市町と連携してクレジットの販売に取り組みます。

オ 胆振東部地震被災地の復旧

- ・ 植林などの実証試験を実施するほか、率先して被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。

カ 道有林の森林づくりを担う人材の育成

- ・ 天然力を活用した森林づくりを新たに確立するために、天然林を見極める確かな目、自然の力を引き出す技術、創意工夫の精神などの知見や技術の継承に努めるとともに、ICTなどの最新技術を取り入れ、技術力の向上を図ります。

関連指標（6 道有林野の管理運営）

- ・ 道有林における育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積

| 区分 | 令和元年度（2019年度） | 令和13年度（2031年度） |
|-------|---------------|----------------|
| 育成単層林 | 119千ha | 110千ha |
| 育成複層林 | 82千ha | 91千ha |
| 天然生林 | 408千ha | 407千ha |

- ・ 道有林における森林づくりに伴い産出される木材の量

平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までの実績平均：52.2万m³

⇒ 令和13年度（2031年度）：59.5万m³

第5 連携地域別の森林づくりの取組方向

本道は、地域によって自然的・社会的な条件や生活、文化などが異なり、森林づくりにおいては、それぞれの地域特性などを十分踏まえて、取組を進めることが大切です。

ここでは北海道総合計画の6つの連携地域別に、長期的な目標を掲げ、森林づくりの取組方向などを示します。

- | | |
|-------------|------------------|
| 【連携地域】 | (総合振興局・振興局名) |
| 1 道央広域連携地域 | (空知、石狩、後志、胆振、日高) |
| 2 道南連携地域 | (渡島、檜山) |
| 3 道北連携地域 | (上川、留萌、宗谷) |
| 4 オホーツク連携地域 | (オホーツク) |
| 5 十勝連携地域 | (十勝) |
| 6 釧路・根室連携地域 | (釧路、根室) |

1 道央広域連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・国際観光リゾートエリアが形成されているニセコ周辺地域や世界ジオパークに認定された伊達市・壮瞥町・洞爺湖町の「洞爺湖有珠山」と様似町の「アポイ岳」、道立自然公園の「野幌森林公園」など、観光資源として活用されている森林が数多く存在しています。
- ・石狩・空知管内は、石狩川が流れ、肥沃で広大な石狩平野が広がっており、農業用水への確保や海へ注ぐ河川の水質保全及び都市部の水道需要を背景に森林の水源涵養機能への期待が高く、森林機能区分の約6割が水源涵養林となっています。
- ・胆振管内及び日高管内西部では、急峻な地形に加え、脆弱な地質のため山地災害などが発生しやすい箇所が多く、また有珠山・樽前山の常時観測火山を抱えていることから、災害対策として治山事業による森林の整備・保全が進められています。
- ・胆振管内では、安平町にある明治35年に指定された日本最古の保健保安林や、国立アイヌ民族博物館を含む「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が整備された白老町のポロト湖周辺の自然休養林などが地域住民の憩いの場として利用されています。
- ・えりも町では漁業関係者などが半世紀にわたって海岸林を造成したことにより、海岸の飛砂・潮害などから農地や集落が守られるとともに、水域環境の保全が図られています。
- ・原生的な森林を維持する日高山脈は、「日高山脈襟裳国定公園」に指定されており、国有林では森林生態系保護地域が、道有林では保健・文化機能等維持林(生物多様性ゾーン)が設定されています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・大消費地の札幌圏には、プレカット加工などの高次加工施設が、苫小牧港などの貿易港がある臨海地域には製紙工場や製材工場等が立地しています。

- ・空知管内では、カラマツ芯持ちの柱材や梁・桁などの平角材が生産され、公共建築物や個人住宅等に広く使われ始めています。
- ・江別市及び苫小牧市のほか石狩市、当別町に大規模な木質バイオマス発電施設が立地しているほか、各地で木質ペレットや木質チップが生産・利用されるなど、木質バイオマスの活用が盛んに行われています。
- ・空知管内、後志管内及び胆振管内では、大消費地である札幌圏に近いことなどから、きのこや木炭、薪等の特用林産物の生産が盛んです。

ウ 地域活動の取組

- ・後志管内では、全道屈指の強度を持つ後志の地域材ブランド「ようていカラマツ」の利用の拡大に取り組んでいます。
- ・日高管内では、森林組合や林業事業者、自治体等で構成する「日高地域森林資源持続化推進協議会」が設立され、林地未利用材等の木質バイオマスの安定供給体制が構築されるとともに、人工林施業等に伴い伐採され、チップ原料として集荷された広葉樹を選別、挽き板加工のうえ展示販売するなど、広葉樹資源の有効活用に向けた取組が行われています。
- ・むかわ町内の製材工場では、森林認証材と一般材との原木の購入価格に差を設けるなど、森林認証材の普及拡大に取り組んでいます。
- ・住宅分野における地域材の利用拡大を図るため、後志管内の建築関係者や林業関係者、自治体等による情報交換ネットワークとして「しりべし・くつろ木の会」が設立され、一般消費者に対する地域材の普及・PR活動のほか、住宅に地域材を利用する上での課題解決に取り組んでいます。
- ・木質バイオマス用の原料を安定供給するため、林地未利用材の効率的な搬出や低コストの集荷輸送方法の確立に向けた取組が進められています。
- ・道央圏における木質バイオマスの供給に関する協議会に石狩、空知の各森林組合が参加し、林地未利用材の利用拡大に取り組んでいます。
- ・「道民の森」での森林環境教育や地域の親子を対象とした体験活動、ゴルフ場跡地への植樹活動、アオダモ資源の育成をめざした「バットの森植樹祭」など、地域住民や企業、森林ボランティア団体等の協働による森林づくりが数多く進められています。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・道央圏の森林は、産業や観光の拠点が数多く存在する都市に近接していることから、森林による生態系の保全や水質の浄化など、森林の持つ多様な公益的機能を維持していくことが必要です。
- ・都市に近接した森林では、過去に資産保有の目的で購入され、未整備のまま所有者が不明となっている場合があることから、林地台帳の活用などを通じ、森林の適正な整備に取り組むことが必要です。
- ・平成30年(2018年)9月に発生した北海道胆振東部地震により、広範囲にわたり山地

崩壊した大規模な被災森林の中・長期的な森林再生を計画的かつ着実に実施することが必要です。

- エゾシカによる農林業被害が依然として多いことから、関係機関が一体となって被害防止と捕獲に継続して取り組むことが必要です。
- 通年雇用化や就労環境の改善に向けた造林作業の軽労化を進めるなど、新規就業者の育成・確保を図ることが必要です。
- 住宅着工数の多い札幌圏にも近く、近隣地域の木材需要が期待できることから、地域材のブランド化や生産・輸送コストの低減化等を進めることにより、建築分野や木質バイオマスイネルギー利用など、地域材の利用拡大を一層促進することが必要です。
- 日高管内では、トドマツなどの人工林施業等に伴い伐採される広葉樹の大部分が、製紙原料やバイオマス燃料等の低位な利用にとどまっていることから、日高産広葉樹の付加価値向上に向けた取組が必要です。
- 道民・ボランティア団体・企業・行政・教育関係機関などとの連携強化や木育マイスターなどの人材の育成に努めるとともに、森林づくりに対する理解を深める取組が必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- 石狩川水系や太平洋及び日本海沿岸地域の豊かな海と川をはぐくむとともに生物多様性の保全を図るため、野生生物の生息・生育へ配慮した森林づくりを進めます。
- 都市周辺地域や水源地域などの豊かな森林の再生・整備や、景観等にも配慮した人工林の適切な整備を進めます。
- 所有者不明森林など経営管理が行われていない森林の整備を行うため、市町村に対して、林地台帳の所有者情報等の精度向上や森林経営管理制度の適切な運用の支援、森林環境譲与税を活用した事業の提案などの取組を進めます。
- 急峻な地形などで山地災害のおそれがある箇所では、治山事業等による災害に強い森林の整備・保全を進めるとともに、北海道胆振東部地震により被災した林地を復旧するため、令和5年度（2023年度）までを集中的に取り組む期間として公共事業等を活用し治山施設の整備等を計画的に進めます。
- 北海道胆振東部地震に係る森林再生は、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議が進捗管理する実施計画に沿って、地域と一体となって進めます。まず一体的・効率的に施業ができるよう被災森林への十分なアクセスを確保する路網を整備するとともに、道有林が率先して植林を行い、その結果を民有林に普及するため森林所有者に戸別訪問等を行い意欲喚起に努めます。また、保全対象の状況等に応じて森林整備事業や治山事業等を効果的に活用して計画的かつ着実に進めます。
- エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、関係者との連携のもと、捕獲や被害状況の把握などを進めます。
- 林業担い手の育成・確保を進めるため、教育機関や地元の林業事業体、市町村など地域関係者で構成される各地域の林業担い手確保推進協議会において、新規就業者の確保に向けた通年雇用化や就業環境の改善に向けた造林作業の軽労化などの取組を進めます。

- 森林施業プランナーや地域林業のまとめ役となるリーダー等の人材を育成するとともに、適切な施業を行い労働安全衛生管理に努める林業事業者の育成を進めます。
- 地域材のブランド化や加工流通体制の整備、地域関係者との連携した取組などを通じて、公共建築物や住宅用資材、土木用資材などへの利用促進を図ります。
- 日高産広葉樹の付加価値向上を目的として、多様なニーズへ対応するための生産・供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた取組を進めます。
- 地域での熱利用など、林地未利用材のバイオマスエネルギーへの利用促進に向けた取組を進めます。
- 木質バイオマス発電施設における原料の需要の増加に適切に対応するため、既存利用に影響を及ぼさないよう、間伐などの森林整備に伴い発生する林地未利用材や河川整備等に伴い伐採した河道内樹木の継続的な有効活用により、原料の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- 森林づくりに関する地域住民の理解の醸成を図るため、木育マイスター、企業やNPOなどの民間、国や市町村、教育関係機関などと連携しながら、様々な形で道民が木育活動に参加できる取組を進めます。
- 全国的な緑化行事が行われた苫小牧東部地域の「苫東・和みの森」を木育活動の拠点として活用し、木育マイスターと連携して木育の取組を進め、道民の森づくりの理解を深めます。

2 道南連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・寒暖の差が比較的少なく温暖な気候であることから、スギをはじめとする主に本州で見られる樹木と、ブナ・ヒノキアスナロ（ヒバ）・サワグルミなど温帯性の樹木が生育しており、道南特有の森林景観を形成しています。
- ・七飯町の渡島半島最高峰である横津岳は、恵山道立自然公園の拡張区域として指定され、チシマフウロやハクサンチドリなどの高山植物や湿原植物が生育しています。
- ・松前町、上ノ国町の2町にまたがる大千軒岳にはブナ林や高山植生が広がっており、道の自然環境保全地域に指定されています。また、せたな町の狩場山地の国有林野にはクマゲラなどの希少な野生生物が生息・生育しており、森林生態系保護地域に設定されています。
- ・江差町の砂坂海岸林などが保安林として指定されており、海岸の飛砂・潮害などから集落や農地を守っています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・北部の内陸と内浦湾沿岸部ではトドマツ、日本海側南部ではスギを主体とした森林づくりが進められています。また、檜山管内では、ヒノキアスナロなど郷土樹種の植栽も行われています。
- ・管内製材工場等では、トドマツ人工林材の集成材や広葉樹輸入材を原料とする合単板、フローリング材が生産されているほか、防火処理された内外装材が国土交通省に認定されるなど、新たな木材利用の開発に向けた取組が進められています。
- ・利用期を迎えているスギについては、その多くが函館港から本州や韓国・中国へ移輸出されており、地場での消費が少ない傾向にあります。

ウ 地域活動の取組

- ・道南地域では、管内市町・森林組合等で組織している「はこだて森林認証推進協議会」と道により、民有林約16万3千haで森林認証を取得するとともに、COC認証も取得し、認証材の供給体制を確立しています。
- ・林業担い手確保にかかる協議会が知内町、渡島地域、檜山地域でそれぞれ設立され、学生向け説明会や就業相談をはじめとした担い手確保に取り組んでいるほか、生徒の募集や受入など、北森カレッジを支援する各種取組を進めています。
- ・道南スギなどの地域材について、公共建築物や住宅等への活用を推進するとともに、木製品への活用についても地域住民等と連携して取り組んでいます。
- ・北斗市に木質バイオマス発電所が立地しているほか、管内公共施設では木質バイオマスボイラーが利用されるなど、再生可能エネルギーの導入を促進しています。
- ・企業や木育マイスター道南支部が中心となって、地域の観光施設や様々なイベントにおいて、木育活動が積極的に取り組まれています。

- ・道南の建設業者などがNPO法人「北海道魚道研究会」を設立し、魚道の清掃活動などを通じて、河川環境の保全と回復を図る取組を行っています。
- ・地域の緑化ボランティア団体が連携して、地域住民等と共にスギやブナ・ヒノキアスナロなど道南特有の森林景観の保全や自然環境の形成に取り組んでいます。また、檜山管内では豊かな森・川・海を次世代に引き継ぐため、地域住民をはじめとする幅広い関係団体等の協働による森林づくりに取り組んでいます。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・駒ヶ岳周辺の火山活動や近年増加している大雨などによる山地災害の防止及び自然公園内に生息する野生生物等を守っていくために、森林の持つ多面的機能を最大限発揮できる森林づくりが必要です。
- ・林業の成長産業化を担う林業事業体の育成を図るためには、人材の育成や林業事業体の経営力の向上を促進することが必要です。
- ・道南特有のスギを中心とした人工林は、本格的な利用期を迎えているものの、地元での需要が少ないことなどから、増大が見込まれる大径材の活用に向けた体制を整備するとともに、新たな需要や販路を創出し、ブランド力を強化することが必要です。
- ・地域での再生可能エネルギーの活用を促進するため、木質バイオマスの安定的な利用を推進することが必要です。
- ・協働による森林づくりを促進するためには、地域の森林に関する情報の提供や活動フィールドの確保を行うなど、地域住民をはじめ、企業やNPOなど民間団体による自主的な森林づくり活動に対する積極的な支援が必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・駒ヶ岳周辺の火山活動に起因する山地災害を防止するため、治山施設や森林の整備を進めます。
- ・日本海沿岸は強風地帯で急傾斜地が多いことから、防風・飛砂・土砂流出対策など、住民の生活を守るための森林づくりを進めます。
- ・横津岳、大千軒岳や狩場山地などのすぐれた自然環境や特色ある景観を形成する森林や、希少な野生生物の生息・生育地となっている森林の整備・保全を進めます。
- ・教育機関をはじめ地元の林業事業体、市町村など地域の関係者と連携した取組を進めるとともに、北森カレッジと連携し、林業担い手の育成・確保に努めます。
- ・公共建築物や住宅などへの地域材の利用を促進するとともに、大径材加工工場の整備や品質・性能の確かな建築用製材、集成材、プレカット材などの供給体制の確立を図ります。
- ・多様な主体との連携による道南スギを活用した製品開発など、地域材の新たな利用方法を提案する取組を通じて、「道南スギ」の認知度向上とブランド化を促進します。
- ・木質バイオマス発電施設向け原料材の安定供給体制の構築やバイオマスボイラーの導入促進などにより、木質バイオマスの積極的な活用に取り組めます。

- 国や市町村、教育関係機関などと連携し、「渡島みどりネットワーク」などのボランティア団体や「木育マイスター道南支部」、さらには企業やNPOなど民間団体が行う木育活動の支援を継続して行います。
- 地域住民を対象に、森林づくりや木材利用に対する理解が深まる取組を国有林・道有林を相互に活用して定期的を実施します。
- 地域住民と連携して、郷土樹種であるブナ林やヒノキアスナロ林などの森林づくりを進めます。

3 道北連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・上川管内では、雄大な山岳を形成する大雪山系が「大雪山国立公園」に指定されており、エゾマツやダケカンバなどの大規模な原生林は希少な野生生物等の生息・生育地となっていることから、保健文化機能等維持林の生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）に設定されるなど、保護が図られています。
- ・留萌管内は、優れた山岳景観と豊かで清らかな水を生み出す暑寒別山系をはじめ、長年の弛みない森林造成の取組により蘇った天売の水源林、国内随一の5万本ものオンコが広がる焼尻の原生林など、地域に欠かすことのできない希少な森林資源を有しており、その自然環境と水資源の保全が図られています。
- ・留萌及び宗谷管内では、厳しい気候や土壌などの条件などにより、他地域に比べ森林の育成に長期間を要する地域となっていますが、トドマツを中心に利用期を迎えた人工林が増えています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・上川管内の林業・木材産業は、かつて豊富な天然林資源を背景に発展してきましたが、近年は、充実した針葉樹人工林材を積極的に活用し、建築材等の既存利用のほか、地域性を活かした家具材としての利用や木質バイオマスエネルギーとしての利用が進められています。
- ・留萌管内では、留萌流域森林・林業活性化協議会を中心に、施業の集約化による効率的な間伐の推進、地域内での木質バイオマス利用の推進、留萌港を活用した木材の移輸出や所管を越えた共同施業など、地域材の利用拡大に向けた取組が進められています。
- ・宗谷管内では、酪農地帯である地域特性を活かし、間伐材等を原料としたオガ粉の家畜敷料としての利用を図るなど、地場産業と連携して地元消費の拡大が進められています。

ウ 地域活動の取組

- ・上川管内では、市町村と森林組合等で構成する「上川森林認証協議会」が研修会等を通じて地域一体となった森林認証の取得に向けた取組を進めており、道有林を含めた民有林における森林認証の取得が進んでいます。また、留萌管内においても、市町村及び森林組合等が中心となって「るもい森林認証協議会」を立ち上げ、森林認証の取得や、認証材の利用促進に向けた合意形成を進めています。
- ・上川、留萌、宗谷の各地域林業担い手確保推進協議会は、農業高校及び道や市町村、森林組合、林業事業体、国有林等の関係者と連携して、林業担い手の育成・確保に向けた学校訪問や高校生へのインターンシップの促進、自衛隊退職予定者への林業就労支援、造林作業の軽労化などに取り組んでいます。
- ・企業やNPO、市民ボランティアによる森林づくり活動や、木育マイスターによる体験イベントの開催など、民間主体による木育の取組が活発になっています。

- ・留萌管内の「留萌みどりづくりネットワーク」や宗谷管内の「地球温暖化防止・北のてっぺん緑化プロジェクト」、枝幸町の「枝幸町北の魚つきの森推進協議会」など、各地で様々な団体が植樹などの森林づくり活動を行っています。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・道北地域の主要樹種であるトドマツを中心に、森林認証を活かした森林管理と、森林認証材をはじめとする地域材の利用拡大を図ることにより、森林資源の循環利用を着実に進める必要があります。
- ・自然公園や水資源の重要地域などに位置する針葉樹主体の育成単層林にあっては、広葉樹林化や混交林化による育成複層林への誘導・造成に向けた更新方法の検討も必要です。
- ・宗谷管内では、木材価格の低迷により森林所有者の森林への関心が薄れており、特に点在する採算性の低い森林では、適切な森林整備を進める必要があります。
- ・留萌管内及び宗谷管内では、林業従事者や製材工場等が少ないことから、近隣地域の事業体と連携を図りながら効率的な木材の搬出や利用を進める必要があります。
- ・上川管内を中心に、広葉樹資源を活用した地域産業振興への期待が高まっていることから、資源の把握や利用・育成といった課題に対する取組が必要です。
- ・地域での新エネルギーの活用を促進するため、木質バイオマスの安定供給とエネルギー利用を推進する必要があります。
- ・森林づくりに対する道民理解を促進し、協働による森林づくりを進めるため、木育の取組を推進していく必要があります。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・森林認証を取得した森林から産出される木材を、林業・木材産業関係者が連携して地域内で利用する取組を促進し、豊かな森林資源の循環利用を進めます。
- ・道北地域は農業、酪農が盛んなことから、農業用資材や公共建築物等、多様な分野で地域材の利用を促進します。
- ・広葉樹資源の利用を促進するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用について地域が連携して取り組みます。
- ・宗谷管内では、森林経営計画の作成促進や森林経営管理制度の活用などにより点在する森林を取りまとめて集約化施業を行い、作業コストを抑えるとともに、自然条件が厳しく、木材生産機能の発揮が難しい森林については、公益的機能が発揮されるような森林の姿へ誘導するなど、発揮が期待される機能に応じて、計画的な森林整備を推進します。
- ・林業担い手の育成・確保に向け、上川、留萌、宗谷の各地域林業担い手確保推進協議会では、若年層など新規就業者の確保、通年雇用化の促進、就業環境の改善を図ります。また、「上川地域支援協議会」を中心にインターンシップの積極的な受入など北森カレッジとの連携を強化します。
- ・教育機関等との連携を強化し、地域に適した森林環境教育を推進するとともに、道有林の積極的な活用や地域の木育イベントへの支援を通じて、森林や木材とふれあう機会の

充実を図ります。

- 木育マイスター等、木育推進の担い手となる人材の育成や相互交流を促進し、道北地域全体で民間主体による木育の取組を拡大します。
- 上川管内では、「上川の木育推進を図る連携協議会」と連携して、道民等の参加による森林づくり活動などの木育の取組を推進することにより、地域の振興や林業・木材産業の担い手育成に取り組めます。
- 留萌管内での「木育」の認知度を向上させるため、「留萌みどりづくりネットワーク」を中心とした木育活動を積極的に展開していくとともに、企業や団体などと連携した森林づくりを進めます。

4 オホーツク連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・天然林は針葉樹のエゾマツ・トドマツや広葉樹のナラ・カンバ類が混在する針広混交林で、人工林は東部ではカラマツ、西部ではトドマツが主体で全道に比べ高い人工林率となっています。
- ・知床は世界自然遺産に登録され、遠音別岳は原生自然環境保全地域に指定されています。国有林野には森林生態系保護地域と「緑の回廊」が設定されており、原生的な森林やサケ・マスが産卵する河川があるほか、シマフクロウやオジロワシ、シレトコスミレなどの希少な野生生物が生息・生育しています。
- ・海岸線は、天然湖沼や自然草原が連なって独特の海浜景観を形成するとともに、カシワ林などの海岸林も残されています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・国有林と民有林が一体となった森林認証の取得や産出された森林認証材を使用した公共施設・住宅の普及PRを行うなど、オホーツクの特色を活かした地域材のブランド化が進められています。
- ・流域を単位として、林業、木材産業等の幅広い関係者が連携し、適切な資源管理体制や低コストな林業経営、高付加価値製品の生産体制の構築など、森林資源の循環利用を後押しする取組を進めています。
- ・豊富な森林資源を背景に、合板・CLTから木製スプーン等の木工製品など様々な木材製品の生産地であるとともに、紋別市や網走市ではFIT認定を受けたバイオマス発電所が稼働しており、地域材の利用を拡大する様々な取組が進められています。

ウ 地域活動の取組

- ・(一社)オホーツク森林産業振興協会では、森林認証材を中心とした地域材の利用促進に向けた普及PRに取り組むとともに、管内11の木育関連施設が連携したバスツアーの実施や木育月間の設定など、北見市にあるオホーツク木のプラザを拠点とした、木育活動のネットワーク化を進めています。
- ・斜里町では知床の「100平方メートル運動の森・トラスト」により、開拓跡地に原生の森と生態系を再生することを視野に入れた森林づくりが続けられています。
- ・網走東部・西部流域森林・林業活性化協議会では、地元林業関連団体や教育機関をはじめとした関係者による「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」を設立し、林業担い手の育成・確保に係る情報の共有と、課題解決に向けた取組を進めています。
- ・管内の森林ボランティア団体などで構成する「オホーツクみどりネットワーク」では、関係機関と連携した取組や情報の共有化を図るなど、みどりに親しむことを目的とした木育活動に積極的に取り組んでいます。
- ・「オホーツクの森」(国有林)や「げんきの森」(市町村有林)など様々なフィールドを

活用して、漁業協同組合、生活協同組合、森林ボランティア団体などが育樹活動や森林環境教育等を行っています。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・道内の他地域に先行してカラマツを中心とした人工林の利用が進む中、伐採跡地の拡大が懸念されているため、再生林の推進など適切な資源管理を進めることが必要です。
- ・エゾシカによる食害が依然として高い水準にあるため、生態系の保全や健全な森林整備のため、効果的なエゾシカの捕獲支援を含めた被害対策が必要です。
- ・林野庁の林業成長産業化地域創出モデル地域として、北海道第1号に選定されたことを踏まえ、本格的な利用期を迎えた人工林など地域の森林資源の循環利用を進めるため、ICT等を活用した取組を進めることが重要です。
- ・森林資源を将来にわたり維持し、安定的に利用するため、伐採、造林などを担う管内の林業従事者を育成、確保する取組が必要です。
- ・人工林資源の保続と原木の安定供給を図るためには、林業経営の低コスト化を早急に進めることが必要です。
- ・オホーツク産木材・木製品の利用促進を図るため、最終消費者のオホーツク産木材の認知度向上に向けた取組が必要です。
- ・バイオマス発電所の稼働などにより、木質バイオマスの需要が増加していることから、安定的な供給体制を構築することが必要です。
- ・木育活動の普及・定着を図るためには、道民の参加を促進するとともに、SDGsやカーボン・ニュートラルに関心のある企業に対する森林づくりへの参加や木育イベント開催などの働きかけや、木育マイスターがそれぞれの得意分野を活かした活動が可能となるよう支援が必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・低密度植栽や、コンテナ苗を活用するなど、再生林の低コスト化を促進し、適切な森林管理を推進するための取組を進めます。
- ・効果的な手法を用いたエゾシカの捕獲を推進し、地域の関係機関が一体となったエゾシカ被害対策を進めます。
- ・ICT等を活用した木材流通システムの検証や高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの確立と普及を促進するなど「北海道らしいスマート林業」の定着を目指します。
- ・「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」による地域ネットワークを活用し、林業インターンシップの取組を推進するほか、北森カレッジの地域支援組織として地域実習に協力するとともに森林づくりを支える人材の確保に向けて地域の魅力のPRを行うなど、若者が林業に新規参入するための取組を促進します。
- ・オホーツク産木材・木製品の首都圏などでの利用促進や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大など、多様な分野での木材利用を促進します。

- 大規模な木質バイオマス発電施設における原料の需要の増加に適切に対応するため、既存利用に影響を及ぼさないよう、間伐などの森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- 木育活動のネットワーク化による木育運動の定着を図ります。
- 木育マイスターの活動を支援するための仕組みづくりを進めるとともに、道民の関心が高い食育や子育てと連携した木育イベントを開催します。
- 企業のニーズにあった森林づくり活動のフィールドの確保や、環境保全意識の高い企業へ情報提供を行うなど、企業の自発的な木育活動の参加を推進します。

5 十勝連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・エゾマツ、トドマツなどの針葉樹とミズナラ、シナノキ、カンバ類などの広葉樹が混交する天然林のほか、全道でも有数の大規模なカラマツ人工林が広がっています。
- ・十勝平野では大規模な畑作や酪農経営が展開されており、整然と配置された耕地防風林が、作物の四季折々の色彩とあいまって美しい農村景観を形成しています。
- ・大雪山国立公園に指定されている国有林には「森林生態系保護地域」及び「緑の回廊」が設定されているほか、新得町が「原生自然環境保全地域」に指定されており、エゾマツ、トドマツを主体とする原生的な森林地帯にシマフクロウ、クマゲラなどの希少な野生生物が生息・生育しています。
- ・海岸では天然の湖沼群や砂浜などからなる海浜景観が形成されるとともに、防霧保安林などの海岸林が整備され、飛砂、潮害などから集落や農地を守っています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・昭和初期からカラマツ造林が積極的に行われ資源量が豊富にあり、現在では主伐対象となる7齢級以上の面積が資源全体の約7割を占めています。
- ・地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合は広域合併が進められており、事業量の確保などを通じ経営の安定化に取り組んでいます。
- ・製材工場の原木消費量の約8割がカラマツであり、カラマツを原料とする製材工場の割合が他地域に比べ高くなっています。
- ・製材生産量の7割が梱包材やパレット材等の産業用資材として生産されています。また、製材出荷量の8割が道外へと移出されています。
- ・十勝管内の一部の製材工場では、新たな乾燥技術を用いたカラマツ構造材やトドマツ2×4材の生産が行われています。
- ・酪農が盛んな十勝では、オガ粉等が家畜敷料などに利用されるとともに、地域の熱エネルギー源として木質パレットやチップが利用されるなど、木質バイオマスの有効利用が進んでいます。

ウ 地域活動の取組

- ・地域の市町村と森林組合が一体となって設立された「とかち森林認証協議会」では、構成員の森林約13万haの民有林を認証林として管理しています。認証林から生産された認証材は、地元の公共施設の建築材等に活用されており、協議会では「SGEC プロジェクト認証」の取得をサポートするなど、認証制度の普及活動を行っています。
- ・地域の林業関係者や教育機関等で構成する「十勝地域林業担い手確保推進協議会」では、地域における林業担い手育成・確保や就業環境の改善などを促進する取組が行われています。
- ・地材地消を推進するため、公共施設や森林土木工事等への利用や、地域の木材業者と設計者・工務店等が一体となって設立された「とかちの木で家をつくる会」では、地元産

カラマツを使った住宅の建築を促進する取組を進めています。

- 管内各地において、地域住民やボランティア団体、漁業関係団体、一般企業等により、植樹や育樹、除間伐などの森の手入れが継続的に行われ、十勝の豊かな森林づくりに繋がっています。
- 管内在住の木育マイスターが徐々に増加し、平成 30 年（2018 年）には「十勝木育マイスターの会」が設立され、木育マイスターの交流や連携が進みつつあり、市町村のイベント等において、各マイスターが得意分野を活かしながら、森林体験学習や木のものづくり体験などの活動を行っています。
- 木育の新たな展開として、音更町に所在する短期大学では、講義に木育を取り入れ、地域材を活用した楽器キットの開発やそれを用いた幼児への音楽教育の実習を行うなど、教育分野における木育活動が試みられています。
- 十勝発祥のユニークな取組として、地域の代表的な木材でドーナツ形状の木製玩具を製作し、地域で生まれた赤ちゃんに贈る「森の輪（わっこ）」プロジェクトがスタートし、十勝管内を中心に 10 市町村に広がっています。
- 浦幌町では、首都圏の IT 関係者と地元林業会社等との交流を通じて、最新デジタル技術で気軽に森林浴が体験できる「デジタル森林浴」を提供するサービスが開始されるなど、地域の森林資源を幅広い視点で捉え、起業や地域振興に繋げていく新たな動きが活発になっています。

（２）課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- 森林所有者の造林意欲低下や高齢化、後継者の不足といった要因等から、十勝管内には長期間更新されない伐採跡地が多く、その解消が急務となっています。
- ゼロカーボン北海道の実現に向け、再生林の低コスト化、クリーンラーチ苗木等を活用した森林の若返りを図るため計画的な伐採及び造林が必要となっています。
- 民有林の防風保安林では、高齢で過密化した林分が多く、今後、保安林機能が低下する恐れがあることから、適切な更新、整備を図るとともに、減少が危惧される耕地防風林と併せて十勝における防風林の維持増進を図ることが必要です。
- 近年多発している大規模洪水災害等に対して、十勝川流域の関係機関が連携し被害軽減や事前防災対策を進めることが必要です。
- 管内の林業従事者は近年増加傾向にありますが、高齢者の割合が依然として高く、今後の従事者の減少が懸念されることから、地域の関係者が連携して森林づくりを支える担い手の育成・確保に取り組んでいくことが必要です。
- 主伐期を迎えたカラマツは、大径材を生産できる状況となっていますが、製材としての利用は梱包材などの輸送用資材が主であり道外への移出が多いことから、地域内の需要を喚起し、地材地消の推進を図ることが必要です。
- 既存の熱利用や農業資材用等の利用のほか、発電燃料用チップの需要が今後本格化することから、木質バイオマスを安定的に供給することが必要です。
- 木育マイスターの中には、新たな活動の場や展開を求めるニーズがある一方、民間企業

等においては、SDGsの観点等から木育への関心が高まりつつあることから、両者のマッチングなどにより、多くの地域住民の参加を得ながら、自発的で幅広い木育の展開を図ることが必要です。

- ・ウィズコロナ時代における人々のニーズや国による森林サービス産業の動向も参考にしながら、地域の多様な関係者が連携して森林資源の幅広い活用を図ることが必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・市町村森林整備計画実行管理推進チーム等を活用するなど、地域関係者が一体となって、再造林の推進や適切な資源管理による伐採跡地の解消に向けた取組を進めます。
- ・「大雪山国立公園」などのすぐれた自然環境や特色ある景観を形成する森林、希少な野生生物の生息・生育地となっている森林については、生物多様性の保全などに配慮した森林の整備・保全を進めます。
- ・防風保安林の更新に向けた森林整備の普及啓発を行うとともに、農業関係者と連携し、耕地防風林の維持増進を図ります。
- ・十勝川水系流域治水プロジェクトを活用し、関係機関と連携を図り、森林の水源涵養機能の維持、向上のための治山施設整備、森林整備保全対策を進めます。
- ・森林づくりを支える担い手の育成・確保のため、「十勝地域林業担い手確保推進協議会」において、作業の軽労化などの就労環境の改善、就業体験支援や地域の特徴や魅力のPRなどに関係者と連携して取り組みます。
- ・地域材の利用拡大を図るため、製材工場やクラフト生産者等の木材加工者に HOKKAIDO WOOD への参加を働きかけ、イベントなどを通じて一般消費者に対して HOKKAIDO WOOD 製品のPRに取り組みます。
- ・住宅分野での地域産カラマツの利用を促進するため、「とかちの木で家をつくる会」と連携を図り、工務店や一般消費者に対する住宅見学会を開催するなど、普及啓発に取り組みます。
- ・森林認証材の供給体制を構築するため、管内の木材関連企業にCOC取得を働きかけるとともに公共建築物におけるプロジェクト認証の取得を推進し、需要拡大に向けた取組を進めます。
- ・木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、既存利用者に影響を及ぼさないよう間伐など森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制づくりに関係者が連携して取り組みます。
- ・森林が有する水源涵養、山地災害防止、温暖化防止、生物多様性、木材生産などの多面的機能の維持増進や理解促進を図るため、各市町村やボランティア団体、漁業者や一般企業など多様な関係者との連携を図りながら、地域の森林づくり活動を推進します。
- ・木育活動の指導やコーディネートを担う木育マイスターと、木育やSDGsに関心のある地元企業等とのマッチングを行う仕組みづくりを進め、自発的で幅広い木育活動の展開に繋げていきます。
- ・「デジタル森林浴」などの地域の取組と連携しながら、森林浴や森林をベースとしたアウトドア活動、ワーケーションなど、地域の森林資源の多様な利用を図ります。

6 釧路・根室連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・釧路、根室管内には約 56 万 ha の森林が広がっており、一般民有林や国有林パイロットフォレストのカラマツ人工林と、国有林、道有林のトドマツの人工林が、利用期を迎えています。
- ・北海道遺産の「根釧台地の格子状防風林」をはじめとした防風林、河川や湿原の周辺の河畔林、海岸沿いの魚つき保安林や防霧保安林などが、地域の基幹産業である酪農や漁業、住民生活を保全する森林として重要な役割を果たしています。
- ・世界自然遺産の「知床」や、「阿寒摩周国立公園」、「知床国立公園」、「釧路湿原国立公園」、「厚岸霧多布昆布森国定公園」といった4つの国立・国定公園、「風蓮湖・春国岱」「霧多布湿原」などの6つのラムサール条約湿地があり、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、イトウなどの希少な野生動植物が生息・生育する豊かな森林があります。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・一部の林業事業者では、降雨による路面侵食の防止を図る構造を採用するなど維持経費の軽減を図る路網の整備や、高性能林業機械の稼働率向上などに取り組んでいます。
- ・製材工場をはじめ、チップ工場、合単板工場など様々な木材関連産業があり、梱包材、大規模な木造建築で活用される構造用集成材などのカラマツ製品のほか、フローリングなどの板材、製紙原料のチップなども製造されています。このほか、地域の基幹産業である漁業関連ではトドマツを原料とした魚箱、農業関連では木造牛舎資材やオガ粉などが生産されています。
- ・トドマツの枝葉を活用した空気を浄化する作用のある精油・精水が製造され、様々な商品に活用されています。また、カラマツ材を活用した飛沫防止パーテーションや子どもイスが開発され、「HOKAIDO WOOD」として台湾での展示会に出展するなど、道産木材製品の販路拡大に向けた取組が進んでいます。

ウ 地域活動の取組

- ・河川や湿原周辺に森林帯を設定し、主伐の作業種を択伐や1 ha 未満の皆伐とするなど、水質を保全し、漁業に配慮した事業を進めています。
- ・世界自然遺産である知床では、治山ダムに魚道や切り下げを設けるなど、海から川を遡上するサケ類などの生態系に配慮した取組を行っています。
- ・森林認証の取得に向けた情報収集や検討をするなど、環境に配慮した持続可能な森林経営の促進に向けて取り組んでいます。
- ・別海町・中標津町・標津町の3町と根釧東部森林管理署が、民有林と国有林を対象として森林整備と保全にかかる協定を締結し、地域の基幹産業である農業と漁業を支える防風林や河畔林を連携して整備・保全するための取組が行われています。

- ・中標津町では、Jクレジット制度を活用し、町有林の整備により達成されたCO₂吸収量のクレジット販売で得た収入を、さらなる造林や間伐費用として有効活用し、森林整備を推進しています。
- ・北海道東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）の推定生息数31万頭に及ぶエゾシカによる森林への被害を軽減するため、大型の囲いワナなどの設置による頭数削減に努めています。
- ・白糠町、釧路市では、津波エネルギーを緩和し減災を図る海岸防災林の造成を行っています。
- ・地域において組織される森林資源の活用を検討する協議会等に参画し、林業・木材産業関連企業や一般企業と連携した地域材の利用を促進する取組を進めています。
- ・民間企業と釧路総合振興局が包括連携協定を締結し、トドマツの利用促進と森林への理解向上に向けた取組を進めています。
- ・市町村や木育マイスター、教育関係者、NPO法人などが、森林の観察や木工作などを通じて森や木にふれ親しむ木育イベントを開催しています。
- ・各市町村では、地域住民や農協、漁協、NPO法人などが連携し、チシマザクラ等を活用した緑化運動や河畔林の造成などを行うとともに、民間企業による植樹活動も展開されています。

（２）課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・管内のカラマツ、トドマツなどの人工林は利用期を迎え、今後主伐が増える見込みであることから、次の世代の資源として造成するため、森林施業を集約化し効率的に実施するなどコストの低減を図り、伐採後、着実な再造林を行う必要があります。
- ・エゾシカによる農林業被害が依然として発生しており、関係機関が一体となって被害防止と捕獲に継続して取り組むことが必要です。
- ・世界自然遺産の「知床」や4つの国立・国定公園、6つのラムサール条約湿地を擁する地域であり、希少な野生生物の生息・生育地やすぐれた自然景観を保全するとともに、地域の基幹産業である酪農や水産業を支え、河川や海の環境を守り、山地災害防止等のための地域環境に配慮した治山事業を推進する必要があります。
- ・高齢化や人口減少に伴い、林業を支える新たな担い手の確保に向け取り組む必要があります。
- ・利用期を迎えたカラマツやトドマツの人工林資源を、地域の基幹産業である農業や漁業の関連分野での利用や、公共建築物をはじめ、住宅や店舗・事務所などの民間建築物などで使用するなど、関係機関が連携して、道産木材の利用拡大に取り組む必要があります。
- ・現在、稼働している発電用施設など木質バイオマスのエネルギー利用に対して、引き続き、林地未利用材やチップ等を安定的に供給することが必要です。
- ・道では、「2050年のゼロカーボン北海道」の実現に向けて森林吸収源対策を推進することとしており、森林や木材に対する関心を一層深める必要があることから、引き続き、

次世代を意識した木育の取り組みを進めていくことが必要です。

- 環境保全意識の高い企業等に対し、木育活動の多様なニーズに対応していく必要があることから、活動をコーディネートできる木育マイスターなどの人材確保を図り、企業と連携した木育活動を行っていくことが必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- 計画的な森林整備や主伐や間伐の事業箇所をまとめる集約化など森林施業コストを低減する取組を推進し、伐採後の着実な再造林を進めます。
- 特定増殖事業者（民間採種園）に対する技術指導や支援を行い、成長が早くCO₂吸収量の増加が期待されるクリーンラーチ苗木の増産に向けた取組を進めます。
- エゾシカによる森林被害を防止するため、被害状況を把握するとともに、侵入防止柵や忌避剤散布などの防除対策を実施するほか、囲いわなの設置によりエゾシカ捕獲を進めます。
- 世界遺産の「知床」、国立・国定公園、ラムサール条約湿地などすぐれた自然環境や景観を保全し野生動植物を守るため、河川や湿原周辺における森林では大規模な開発を抑制するとともに、治山ダムに切り下げを設けるなど生物多様性の保全に配慮するほか、伐採などの作業を行うときには森林のかく乱を抑えるよう努めます。
- 安全・安心を確保するため、治山施設の整備に取り組むとともに、道内各地の普及をめざす先駆的なモデルとなる住民参加による海岸防災林づくりを支援します。
- 地域の森林整備を担う人材を確保・育成するため、北森カレッジが行う地域実習の受入や、地元学生への出前講座の実施など、地域林業担い手確保推進協議会における取組を進めます。
- 市町村、企業、森林組合、研究機関と連携し、カラマツ・トドマツをはじめとする地域の森林資源の利用を促進するため、公共建築物をはじめ、牛舎や住宅・事務所などの木造建築物のセミナーや見学会、や各種イベントでの製品の展示など、道産木材の活用・普及拡大に向けた取組を進めます。
- 木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、既存利用者に影響を及ぼさないよう、間伐など森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- 木育マイスター、企業やNPOなどの民間、国や市町村、教育関係機関などと連携し、次世代を担う子どもたちを中心に、森や木材に対する理解を深める木育の取組を進めます。
- SDGs やカーボン・ニュートラルに関心がある企業やNPO等と木育マイスターが連携し、企業等のニーズに合った森林づくりなどによる河川や湿原周辺の環境や景観を保全する取組を進めます。
- 教育関係者や木育マイスターとの情報共有を図り、木育の取組内容の充実や人材の育成・確保を進めます。

第6 計画の推進体制

1 推進体制

森林の有する公益的機能や木材の利用は、環境分野はもとより水産業や景観づくりと深い関わりを有するとともに、農業や観光、さらに、教育分野等との関わりが重要であることから、森林や木材の利用に係る庁内部局との横断的な連携を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

また、計画の具体的な推進に当たっては、道民の自主的・積極的な取組を促進する観点から、道民の理解を得ながら進めることが重要です。

このため、条例に基づき別に定める「森林づくりを進めるための指針」を活用し、自主性や自律性を尊重しながら、道民、森林所有者、事業者、NPO等それぞれの役割に応じた協働による森林づくりを進めます。

さらに、森林づくり活動に道民意見を反映させるため、道民が企画・計画段階から森林づくりに参画する取組や、様々な産業・業種が連携するなど、幅広い「協働」の取組を進めます。

また、道民に対する定期的な意識調査や、総合振興局・振興局森林室における相談業務、ホームページの活用などにより、道民の意見聴取に努め、施策への反映を図ります。

2 市町村や関係団体との連携

市町村は、市町村森林整備計画の策定などを通じて森林所有者や森林組合など森林整備の担い手と関わりが深く、地域の森林づくりにおける主導的な役割が求められています。

特に、市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランとして位置づけられ、市町村の役割が重要となっている中で、平成28年(2016年)4月に改正された森林法では、森林の境界や所有者の情報などを市町村が一元的に管理するための林地台帳の整備が規定されたほか、これを支援するための地方財政措置などの充実が図られたところであり、市町村を主体とした森林の整備・管理の方向性がより明確化されたことなどから、国、道、市町村、森林組合等地域の関係者が連携・協力する体制を構築し、計画の実効性の確保に努めるなど、市町村との緊密な連携を図ります。

3 国有林との連携

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、地域の特性に応じて所管を越えた森林づくりを進めていくことが必要です。

このため、本道の森林面積の過半を占める国有林野を管理する北海道森林管理局と定期的に意見交換や連携施策の検討・調整を行うなど緊密な連携を図り、互いに協力して森林づくりを進めます。

具体的には、平成25年(2013年)6月に知事と北海道森林管理局長が締結した「北海道の森林づくりに関する覚書」に基づき、本庁と北海道森林管理局で組織する「北海道

林政連絡会議」や、総合振興局・振興局及び各事務所等で組織する「地域林政連絡会議」等において、路網の整備による効果的・安定的な木材の供給やエゾシカの被害の防止対策など具体的な連携施策の検討・調整を行います。

4 推進管理

基本計画の実効性を確保するため、森林づくりを巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図り、目標の実現に向けた施策の進捗状況や効果等を、毎年、点検・評価します。

この結果は、条例第8条の規定に基づき議会に毎年度報告するとともに、北海道森林審議会や森林づくりに取り組む団体、道民に対して広く公表します。

また、政策評価制度に基づき、関連施策の点検評価を的確に実施することにより、事業の見直しを必要に応じて実施します。